

# 厚生文教委員会会議録

平成19年6月27日(水)

(開会) 09:00

(閉会) 17:20

## ○ 委員長

ただいまから、厚生文教委員会を開会いたします。「議案第58号 平成19年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○ 健康増進課長

議案第58号 平成19年度飯塚市国民健康保険特別会計予算について、補足説明をいたします。予算書の221ページをお願いいたします。第1条において、本年度の歳入歳出予算の総額をそれぞれ149億6,604万6千円と定めるものでございます。

予算書の233ページをお願いいたします。まず、歳出予算から説明いたします。1款1項総務管理費において、1目一般管理費で、本庁支所を含めた職員19人分の人件費及び経常的な事務費を計上しています。尚、13節委託料では、新規に後期高齢者医療制度の創設に伴う国保税の電算システム改造委託料を計上いたしております。次のページをお願いします。2目では、福岡県国民健康保険連合会負担金を、3目の医療費適正化特別対策事業費では、レセプトの点検や資格の適正化事務等に係る経費を計上いたしております。次のページの3項運営協議会費においては、国民健康保険運営協議会委員報酬ほかを計上いたしております。今年度は、20年度からの医療制度改革による後期高齢者支援金分を創設するための国保税率の改正に向けて協議を願うものでございます。2款保険給付費、1項療養諸費においては、一般被保険者並びに退職被保険者に係る保険給付費を計上いたしておりますが、昨年度の当初と比較しますと、4.4%の伸びを見込み、86億43万6千円を計上いたしております。次のページをお願いします。次に、2款2項高額療養費の給付金については、昨年並みの8億4,481万3千円を計上いたしております。3項出産育児諸費は、昨年10月の改正により一人当たり35万円の支給を行うもので160名分を予定し計上いたしております。4項葬祭諸費では、一件当たり4万円支給するもので約860件を見込んでおります。3款1項老人保健拠出金では、老人医療費の拠出割合に応じて支払基金へ拠出するもので、事務費と合計で27億2,817万6千円を計上いたしております。次に、4款1項介護納付金では、2号被保険者に対する介護給付費納付金を7億3,593万8千円計上いたしております。5款1項共同事業拠出金ですが、保険者として高額医療費共同事業に拠出するものでございますが、本年度は、3目及び4目で新規に30万円以上のレセプトに関する保険財政共同安定化事業に係る繰出金を新規に計上いたしており、合計で16億8,017万9千円を計上いたしております。次のページをお願いいたします。6款1項保健事業費では、短期人間ドックの実施や保健師による事後の訪問指導、はり・きゅう券を交付して施術の助成を行うもの等、合計で3,840万6千円を計上いたしております。以下、7款諸支出金、8款予備費をそれぞれ計上いたしております。

次に、財源としての歳入について説明をいたします。恐れ入りますが、227ページに戻っていただきたいと思っております。1款1項国民健康保険税でございます。国保税は、昨年度は合併協議により1市4町の平均額で賦課しておりましたものを、19年度は国保事業の健全な運営を図るための賦課率に改正いたしております。ちなみに医療分で所得割10.5%・資産割15%・均等割24,600円・平等割27,000円、介護分では所得割2.3%・均等割10,800円により計算いたしております。1目は一般被保険者分、2目は退職被保険者分で、それぞれに医療給付費分と介護納付金分、並びに滞納繰越分を区別し見込み金額を計上いたしております。説明の欄には、所得割、資産割、均等割、平等割、以下増減調整するもの、最後の年

金影響額では、本年度は公的年金等控除が昨年の13万から7万円となっておりますので、その影響額を見込んでおります。尚、この積算につきましては、18年度の当初賦課資料を基礎に行っております。次のページの合計欄に記載しておりますように、昨年度より約6億円増の総額39億1,190万8千円を見込み計上いたしております。2款は使用料及び手数料。3款国庫支出金、1項国庫負担金で、一般・老人保健拠出金・介護納付金等に係る国の負担34%分、並びに高額医療費共同事業の負担分1/4、併せて29億4,320万1千円を計上いたしております。次の、2項国庫補助金では、財政調整交付金としてし、普通調整交付金15%並びに精神結核分等の特別調整交付金を見込んで、合計15億2,936万2千円を計上いたしております。4款1項療養給付費交付金では、退職被保険者療養諸費等に係る支払基金から交付されるもので、31億1,415万9千円を計上いたしております。5款県支出金、1項県負担金で、高額医療費共同事業に係る負担分4,467万円。2項県補助金で、定率交付金及び財政健全化交付金の合計で、6億1,649万6千円を計上いたしております。6款1項共同事業交付金では、高額医療費共同事業に係る1/2の交付を国保連合会から受けるもので、本年度は保険財政共同安定化事業分を含め16億1,503万3千円を計上いたしております。8款繰入金、1項一般会計繰入金では、低所得者の保険税軽減分等に係る保険基盤安定事業繰入金、市町村への財政措置として一般会計普通交付税に算定される財政安定化支援事業繰入金等の合計で、11億6,269万円を計上いたしております。9款繰越金、10款諸収入、次のページの3項の雑入では、第三者納付金や短期人間ドック負担金等をそれぞれ計上いたしております。

以上で国民健康保険特別会計の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

まずはじめにちょっとお尋ねをしておきます。

昨日と本日の新聞紙上で、国保税の国の算定ミスという報道がありました。これは特別調整交付金というのが、国保財政の格差を是正するというところで、これ皆さん方ご承知のことだと思いますが、災害による国保税の収入減とか、それから原爆や結核や精神病、へき地医療などで他の地域よりも支出の多いそういう地域に一定の基準によって交付される交付税であります。これははじめは那覇市のこういう問題があるんじゃないかということで質問をした、共産党の赤嶺という衆議院議員が質問したんですけれども、その答弁の関係から、1996年以来10年間で、5億5千万円が那覇市の方には入っていないということが明らかになったようであります。それでその際、これを機会に我が党の国会議員の調査団が、厚生労働省、ここの交渉の結果、算定ミスは1993年から始まって、13年間で約100億円になるということを確認したようであります。

それで、このお金がどういう自治体に支払われているかということについては、そのときまだ明らかにされておられませんけれども、2005年には605自治体に支払われているということが明らかになりまして、27日、今日にどういう自治体に支払われたかと、交付されてかというふうな報告をするというふうにも約束もし、今年度中にそういうミスがあった場合は全額交付するというふうにも約束がされたようであります。このことは既にご承知のことだと思います。そして飯塚市にはこれがどのくらいの影響になって現れてきているものなのか、また現れてくるものだろうかというような状況がもし分かればその点からご答弁願いたいと思います。

○ 健康増進課長

ただいま議員ご指摘のとおり、新聞等で報道されております分につきましては、県の方に確認いたしますと、現時点ではいろいろ問い合わせが出てきてるけれども、詳細に県内の影響部

分といったものについては、掌握してないといったようなことであります。このことは昨日県の方に担当者の方から確認をいたしております。

○ 楡井委員

県の方も未掌握の状態ということでもありますから、当然だと思いますが、県の方としては、先ほど国の方は27日に明らかにするというふうに言ってますけれども、県の方のそういう状況がいつ頃か、またこちらに分かるのがいつ頃かというのも分かりませんか。

○ 健康増進課長

申し訳ございませんけれども、今のところ県からの回答は分からないといった回答のみでございます。

○ 楡井委員

6月29日が一般会計の予算を審議する日に当たってます。それから3日間、日にちがありますから、もしこの審議の期間中に分ければ、結果を報告してください。お願いしておきます。それはいいですかね。

○ 健康増進課長

結果が分かり次第報告したいと思います。

○ 楡井委員

それから次は同じく国政との絡みなんですけれども、国が市町村の国保財政の安定化のために、負担金というのを出しております。これがずっと国の負担金が減ってきたということが現在の市町村の国保財政を苦しめている大きな原因じゃないかというふうに思うわけです。それでちなみに1984年、昭和59年、ちょうど今から20数年前になりますけれども、その当時は市町村の国保収入の約半分、49.8%というふうになっておりますけれども、くらいを国が負担していたということになっておりまして、これがちょうど20年後の2004年、平成16年ですか、これが約34.5%にまで15%、国の歳出が削られてると。少なくなっているということが明らかになりまして、その金額が約1兆6600億円じゃないかという推計になっています。そういうことが私どものいろいろな勉強で分かったわけですけども、そういう数字についてのご認識はございますか。

○ 健康増進課長

ご指摘のとおり、国からの調整交付金の率が17年度は36%、18年度より34%というふうになっております。過去からいいますと今ご指摘のとおりというふうに認識しておりますし、財政に大きく影響を与えていることは事実でございます。

○ 楡井委員

国保財政は現役世代でない部分の保険制度であるということが大きい、そっちの方が比率としては大きいわけですから、当然高齢者の方たちがたくさん入ってる。そういう意味では医療費が膨らむというのは一般の社会保険、健康保険ですかね。そっちよりも大きくなることは当然のことだと思うんですね。そこにもかかわらず国の国庫負担が次々に少なくなっていくって、現状のような状況で、そして少なくなっていく分が受益者負担という名目の下に被保険者の方へ次々に負担がなっていくというふうに思います。それで先ほど言いました1984年、昭和59年当時、被保険者が納めていた保険税、保険料、これは4兆3467億円というふうに言われております。これは厚生労働省の17年度の発表ですから、間違いのない数字だと思います。それが2004年には10兆8627億円というのが被保険者の納めた国保税額、国保料というところもありますけど、金額になっておりますから、これが約2.5倍になってるにもかかわらず、先ほど言いましたように国の支出は2兆円から3兆7千億円という程度にとどまっているというのが先ほどの比率の低下になってきているんじゃないか、なっているというふうに思うわけです。ですから国の方へやはりキチンとした対応をしていかなければ、国

保財政の苦しさ、そしてそれを受け持たされている被保険者の苦労というのはなかなか解消できないというふうに思うわけであります。

具体的に予算書の方に入らせていただきますと、今年度の保険料の増収分として、退職者でない方の人たちの分が4億3000万円ほど増えておりますし、失礼しました、介護保険を除いてですね。介護保険を除けば、国保の会計は4億3000万円ほど増えておりますし、介護保険の方を含めれば、6億9600万円ほど増えているということに説明があったと思いますが、これは昨年12月の議会での税率改定による増収分というふうに見てもいいのでしょうか。

○ 健康増進課長

はい、そのとおりでございます。

○ 楡井委員

それでは次の項目について、できるだけわかりやすく説明していただきたいんですが、数字の問題ですから分かりにくいのもかもしれませんけれどもぜひゆっくり言っていただけるかどうか、お願いいたします。

2割減免、5割減免、7割減免というのが国の制度でその被保険者の収入状況によって減免制度が行われておりますし、さらに今年度からは56万円以上の国保税は頭打ちといいますか、切捨てということになっております。この2割、5割、7割の人数と昨年比、昨年よりも増えたか減ったかということについて、それから56万円以上の人たちのこれも人数と昨年との比較、このことについてご答弁願えたらお願いします。

○ 健康増進課長

平成19年度の人数、それと18年度の差といったことで報告したいと思います。数字につきましては、医療・介護・一般・退職分、合計の数字でお答えさせていただきます。

2割軽減分が19年度8102人、18年度から779名増えております。5割軽減、19年度が4504人、481人減っております。7割軽減が1万7229人、昨年と比べまして493人減っております。全体では2万9835人になるわけですが、昨年と比べまして195人減っております。2割は増えて、5割、7割は減ったといったような形になっております。

それと限度額超過分でございますが、予算別では現在は56万円でございますが、53万円の折の予算ベースで試算いたしております。19年度の世帯数、1400で昨年から比べて564世帯増えております。なお、19年度の56万円に換算いたしますとこの1400世帯が1000世帯程度に確かなっておったというふうに思います。

○ 楡井委員

今の説明でありましたように、2割減免の方が780人増えて、それら5割、7割の方たちが480人、490人減っているということ、これは何を表しているんだろうかなというふうに思った場合、昨年から行われております定率減税、それから高齢者、年金ですね。年金課税の見直し。これらで負担が増えたということからの反映じゃないかというふうに思うんですが、そういう分析でいいのかどうかお聞きしたいと思います。

○ 健康増進課長

定率減税の部分につきましては、国保税の賦課をいたします基礎の課税標準額につきましては、定率減税をする前の所得になりますので、基本的には国保税には影響ないと考えております。

○ 楡井委員

もう少し詳しく言いますと、結局その定率減税や年金の課税見直しということが昨年から始まるわけですね。それで定率減税でいえば昨年半分、今年半分というのが減ってます。それから高齢者の皆さん方への年金については、昨年から大きく減ったり、削られたり、なくなったりというようなことになってます。そういう意味では収入が増えたということに、逆に

なるわけですから、そういう意味で新しく2割減免になった人が、今まで非課税だった人が課税になって、この2割減免のところへ影響してきたということになるのではないかと思うんですし、そういう意味では5割、7割のところが減ったのはそういう2割の人のところへ行く。またまた7割の人が5割のところへ上がっていくというような形での影響の数字じゃないかというふうに思うんですよね。そういう見方でいいのかどうかを答弁願います。

○ 健康増進課長

失礼しました。今委員ご指摘のとおりというふうに私どもも推測はいたしております。

○ 楡井委員

それから53万円打ち切りの方たちが56万円にすれば1000世帯程度だというふうにご報告ありましたけど、53万円どうして比較した場合、564人ですか。これが増えてるという状況は、これはどういうふうに見ればいいのかなどというふうに思うんですがいかがでしょう。

○ 健康増進課長

単純に見れば所得の増えた人が増えたのかなといった部分もございまして、ただいまご指摘がありましたように、一定の税率改正等の部分も含めての影響も若干あるんじゃないかなというふうには見ております。

○ 楡井委員

次に代表質問でも行いました後期高齢者医療制度の影響についていくつかお尋ねしたいと思います。

まずはじめは、介護保険制度が始まったとき、それまで医療で見ていたものが、介護保険で見るということになりまして、国民健康保険の医療費負担が軽くなったという経過があると思います。これ正確ではないんですけど、私の記憶では穂波町では年間8000万円くらいこれが減ったというふうに記憶してるんですが、正確ではありませんのでもし数字が間違っていれば謝らないかと思っておりますけど、多分そうだったと思うんです。まあ一概に言いまして、どこの国保会計でも介護保険が始まったことによって医療費が少なくなったというふうに思っております。

この関係から見て、後期高齢者医療保険制度、これが実施されることになると現在の国保会計がいくらか楽になるか、負担が軽くなるかということについてはいかがですか。

○ 健康増進課長

後期高齢者の医療制度の実施によりまして国保会計の影響と申しますのは現在の国保会計上で申しますと、歳出部分で老人保健拠出金がございますが、これがなくなります。歳入部分では拠出金の財源となっております保険税はもちろんですが、国庫負担金、補助金、基金からの交付金等がその相応分なくなってくるという形になります。

具体的にこのことが今言われております国保会計上にどう影響するかということが負担軽減になるのか、増になるのかといったことだろうと思っておりますので、現時点ではその部分の金額がどの程度になるのかといったものが不明な点では現時点で負担が軽減になるかどうかというのは判定は難しいというふうに理解しております。

○ 楡井委員

金額は確かに分からないというふうに思います。まだはっきりした、県の広域連合からも来てないということがありますから、それは大変、できないことだと思いますけど、国保会計の負担が軽くなるのか、重くなるのかということについては予測できませんか。

○ 健康増進課長

国保会計に具体的に影響してきますのは、高齢者支援金といった部分になってくるというふうに思います。

今申しますこの支援金部分が現在の、先ほど申しました歳入歳出の部分とどう金額比較して

くるのかというふうなことが影響というふうには認識しておりますので、この部分が明確に分かれないとちょっと現時点では分かりかねる。ただ逆の面から見ますと、後期高齢者医療制度の中から行きますと、老人医療費といったものが全国的に言えば、全国一であるといったような福岡県の現状から行きますと、そこに出します支援金分も保険者に対して出すわけですので、基本的には高くなってくるとはならないかなと。全国平均から比べると高くなるということは各市町村の保険税に影響してくる部分も、全国から見れば高くなってくるとかなというふうには理解しております。

○ 楡井委員

いずれにしても、今まで老人医療の方へ国保から出していた金額といいますか、この金額と、75歳以上の高齢者の人たちの負担という関係も生まれてきますからしっかり勉強もし、研究もしていけないかというふうには思いますので、そういう意味での資料の請求についてはぜひ積極的に提出していただきたいというふうに思います。

この問題についての2つ目の質問になります。この本保険制度、いわゆる後期高齢者、この特徴について代表質問でお尋ねいたしました。5点ほど言われておりましたが、今一点、広域連合への加入というのが義務付けられているというふうに思いますが、このことも特徴の1つに加えていいんじゃないかというふうに思うんですがいかがでしょうか。

○ 健康増進課長

ご指摘のとおりと思います。

○ 楡井委員

じゃあ次の問題として、保険料、後期高齢者医療保険制度の保険料、これについてお聞きします。今言われましたけども、全国平均で1人6200円、そして年間でその1.2倍となりますから7万4400円。夫婦世帯の場合はこれがこの2倍というふうになりますから、14万8800円ということになります。今ご答弁がありましたように福岡県の場合は全国一高齢者の医療給付費が高いということでもありますから、この6200円という全国平均よりも多くなるであろうという答弁であります。

そこで現在加入の国保税よりもこの後期高齢者医療保険の保険料の方が高くなるというふうに思いますけれどもこれはどうでしょうか。

○ 健康増進課長

保険料につきましては先ほども申しましたいわゆる支援金分とは別枠で個人が納められる分でございますが、ここもやはり平均といった部分でしか今現在示されておりませんので、そういった意味から言いますと基本的に全国平均よりは高くなるというふうには認識はしておりますし、現在国保税の中で該当の方がどの程度の金額を納められておるのかといったものが判断材料になると思います。その部分が詳細に出ておりませんので、ただやはり全国平均といったもの、それと医療費の現状といったものをみると高くなると言わざるを得ないのかなという認識はしております。

○ 楡井委員

しっかりとしたことはまだ分からないけれども、現在この75歳以上の方たちの保険料で言えば、国保税よりも高くなるであろうというふうのご答弁だというふうに理解しておきます。

次に、介護保険料と併せて天引きされるというようなことのご報告だったと思います。

この2つの保険料に満たない年金受給者の方、さらには無年金の方もおられるんじゃないかというふうに思うんですね。このような人たちはこの保険料を納める方法としてはどういう方法が考えられるんでしょうか。

○ 健康増進課長

年金受給者の方の年金からの天引き、いわゆる特別徴収というふうに言っておりますが、こ

の部分につきましては、今示されておりますのは、いわゆる介護保険料と後期高齢者医療の保険料、合わせて年金支給額の半分を超える場合については、特別徴収しないというふうに聞いております。そういったことで、それ以下の方については特別徴収されるし、特別徴収でない方については普通徴収といった形になろうというふうに思っております。また無年金者につきましては保険料の算定が応能応益50・50の算定の基に均等割、所得割といった形になってくると思いますので、いわゆる所得割はゼロといった形の中での保険料の賦課というふうになると認識しています。

○ 楡井委員

年金がない人たち、無年金の人たちというのはおおむね高齢者でもあるし、そのほかに収入もない状況の方たちですよね。そうなってくると一銭も収入がない状況の中で均等割というようなことになるので6200円よりも少なくなるのかなとは思いますが、いずれにしても年間にすれば数万円のお金を払わなきゃならないという状況になるんじゃないかというふうに思うわけですね。そういうことからすると当然減免制度ということが求められてくるというふうに思うわけです。

それで減免制度の問題はまた後ほど質問させていただきますが、特別徴収ができなくなった場合、普通徴収ということで現在の介護保険の徴収と同じだと思うんですけども、そうなった場合これも同じく介護保険と同じ方法で普通徴収ということになるんじゃないかというふうに思います。そうなってくるとなかなか大変、年金の受給が介護保険料とさらにはこの後期高齢者の保険料とあわせたよりも少ないというのが、そういうことになると思うんですね。そうなった場合なかなか大変だと思うんですね。ですから、ここでもやはり減免制度というのが必要になってくるんじゃないかというふうに思います。このことちょっと指摘だけして先に進ませていただきますが、滞納者、これは例えば今言った方たちが滞納者という形になる可能性が大きんじゃないかと思うんですけども、この保険料を滞納した場合は保険証が取り上げられるということに、今度のこの法律はなっております。まずこのどのような滞納状況、例えば半年間滞納したらだめとか、3カ月間ならだめとか1年間までは余裕見るとかというような滞納状況、どのような滞納状況になったときにこの保険証が取り上げられて資格証になるんですか、が発行されるということになるのかということがまず1点ですね。ついでに国民健康保険法には保険証を取り上げるというような条文があるかどうかについてお尋ねいたします。

○ 健康増進課長

滞納状況につきましては現在国民健康保険事業の中で行っております国民健康保険で行っておる事業に類した形で進むのではないかというふうに理解しております。国保の方では基本的に現在1年滞納、納期から1年滞納してある方については被保険者証の返還を求めるといったこと、これが法律上では保険法第9条第3項において返還を求めることができるというふうになっております。なお第6項で資格証を発行するというふうになっております。

○ 楡井委員

それでは次に、子どもさんたちの各種医療保険に入ってる方が75歳以上の方おられると思いますし、おおむねそういう方たちじゃないかというふうに。75歳以上で1人暮らしだとか夫婦だけという方はそういうことではないと思いますが。そういう意味で子どもさんたちの各種医療保険、国民健康保険を含めて、に入っている方たちもこの各種医療保険から排除されると。抜かなければならないということになっておるというのも代表質問の中での答弁でありました。それで、国保の扶養家族であれば、今年度からの値上げになった税率といいますか金額でも1人2万4600円、これは平成18年は1万9800円でしたから、ずいぶんと値上げの多いといいますか、高い金額に引き上げられたんですけども、この1人2万4600円で月に換算すれば2050円くらいにしか当たりません。ところが6200円ということであ

りますから3倍以上の負担増ということになるんじゃないかと思います。そういう考え方でうございましょうか。

○ 健康増進課長

はい、単純に言えばそのことはそういうふうに言えるというふうに思っております。

○ 楡井委員

次に先ほど確認しました広域連合議会の問題ですが、これはスタートのときから、介護保険の広域連合議会に比べて非常に人数が少ない、2年後には更に人数がもっと少なくなるという計画といますか、これは既に条例が決定されたわけですが、被保険者の意思が反映しにくい、被保険者の意思を反映するのが狭まるというふうと考えられますが、これについてはいかがでしょうか。

○ 健康増進課長

制度創設時にあたっての広域連合の議会議員の数については、市長会町村長会等で十分に論議された中におきまして、ただいま申されましたように住民の意見を十分に反映するということによって制度スタート時におきましては関係市町全ての意見が反映できるというような目的をもってこの77名という人数になったと認識しています。今後もまずは2年間のスタートの中に住民の意見を十分に反映させるといったことが大切かと思っております。以後2年間の間に十分なものとはならないにしても、地域からの意見は地域から選出された議員さんによって反映されていくという風に理解はいたしております。

○ 楡井委員

介護保険の広域連合がスタートしたときと現在では実際の数はずいぶん違いますから、一概には言えないと思いますが、介護保険広域連合の議会は大体1自治体から二人144名でスタートしました、ところが現在77名というふうに言われましたんですが、これは大体1自治体一人ということにしかあたらない数字であります。これがまた2年後でしたかね、これが約40人になってしまうという状況では自治体数の3分の2程度の人数にしかならない。そういう意味では各自治体から一人も代表がでないという状況にもなってくるわけです。そういう意味では被保険者並びに各行政の意見が反映しにくい、反映が狭まってくるということになるかと思えます。市長はこの広域連合の議会の議員に選出されていますのでそういう意味では大いに頑張っていて飯塚市のみならず近隣の意見を代表してがんばっていただきたいと思えますのでよろしく申し上げます。

次につきましては、本保険制度のメリット・デメリットについてはお訊ねしました、ところが保険料の平準化、保険財政の安定化を図るというのがメリットだというご説明でありまして、デメリットについては分からないという風に御答弁があったわけです。平準化ということ言えば保険料を高く保っても平準化なんですよ。それによって安定化を図るということであれば、高齢者いじめのなにもものでもないというふうに思います。これがメリットというふうにいえるのかどうかですね、そういう評価をしていいのかどうか、これをお訊ねいたします。

○ 健康増進課長

基本的に平準化、この高齢者医療制度の維持という観点から考えますと制度を維持するためにはいわゆる財政の安定化といったものが一番でございますし、それと受益者いわゆる被保険者の不公平感といったものを払拭するには現行のこの考え方と申しますか、県下全域におきまして相応の人数に応じた形での負担という形になってまいりますし、個人の方も一律の負担ということになりますし、先ほど申しました制度維持といった意味から、基本的に医療給付費等が下がればそれに応じて保険料も下がるという形にもあります。この制度と並行しましたいわゆる国民健康保険での保険制度と高齢者医療制度の中での保険事業といったものも十分に活用した中で医療給付費を下げ、そして保険料も下げ、そして高齢者に安心して医療等が与えられ

る制度になればということで願ってますし、そういう意味で平準化というのは大切じゃないかと理解しています。

○ 楡井委員

この保険制度の維持をしていくというためには必要なことだという風に言われましたし、安定化の問題についても同じようなことだと思います。私が一番に国民健康保険への財政の国庫負担の減少のことをわざわざ申し上げたのは、介護保険にしても、この新しい制度にしても、現在国の負担率が50%ということになってるんですが、それが日が経つにつれて切り下げられていくということになるんじゃないかと思います。そしてその平準化という名目に下に被保険者の保険料負担が増えていくということになってくる恐れがあるんじゃないかということに危惧しますもんですから、敢えて質問したような状況であります。

次に移りますけど、介護保険の広域連合が発足するときに飯塚市の方たちはよく分かりませんが、穂波町など広域連合の中ではメリットが10あるというふうにスタートしたわけです。ところが現在では、私が思うにひとつの点を除いては全部破綻していると思うんです。ひとつだけメリットとして残ってるのは申請に対して審査し反省する、こういう業務だけが残ってるんじゃないかと思います。結局保険料が一番安いということでスタートしたんですが、これが一挙に42億円とかの赤字をくろうという状況になって給付費の高いところ低いところが生まれて、そのアンバランスに対する各自治体、広域連合に加入してる自治体から不満が出て保険料に差がつくというような状態が生まれたわけですね。こういうことから考えてもこの広域連合での運営については大変問題点が多いというふうに思うんです。ですから先ほどの平準化の問題にしても早晚崩れる恐れがあるんじゃないかというようなことも考えられんことはない、安定化についても被保険者負担で安定化が図られるという恐れがあるんじゃないかと思います。先の代表質問の中での質問にこの高齢者保険の保険制度の減免制度についてどうなってるのかというお訊ねをしましたところ、減免についても具体的に検討するというような御答弁でした。これ、介護保険広域連合ではとうとう実現しなかったんですね、ですからそういう意味ではしっかりこの介護保険広域連合の中でも減免についてがんばっていただかなければならんというふうには思いますし、これについて市独自の減免は可能なかどうか、いかがでしょう。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:50

再開 10:52

委員会を再開いたします。

○ 健康増進課長

減免についてのお訊ねですが、減免については広域連合におきましても、ただいま検討しているというふうに聞いています。国の政省令が公布されましたら広域連合においても保険料減免等の種々の制度について細かく示すといったような情報を聞いていますので、明確に分かり次第、またお伝えしたいというふうには思っています。

○ 楡井委員

後期高齢者医療保険制度について9点ほどお訊ねして参りました。市民、被保険者となる75歳以上の方たちにとっては、この9点全部デメリットばかりだというふうになると思います。そういうことを指摘してこの点での質問を終わります。

○ 八児委員

八児でございます。ちょっとお訊ねをさせていただきます。保険証を皆さんいただいて、保険料を納付して保険証をいただいておりますが、実は年金生活者で生活困窮者が滞納というより

も延滞と思いますけど、毎月担当者と話をして毎月1万円ずつと、半年に1回3万円払うというところで話をしておりましたところ、今年から8万円払ってくれとそれを払わなければ保険証の交付はできないとそのように言われたということで、もしくはそのときに生命保険証をもってこいとか差し押さえに行くぞとか、そういう話を聞かされたということでございますけど、どうということなのかちょっと教えていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 健康増進課長

ご質問の件につきましては詳細に事例を把握しないとお答えできないと思っておりますけど、基本的に、先ほどの質問の中にもありましたように納期を過ぎて一年以上滞納してる方につきましては保険証の返還を求めるということもございますし、短期証の交付ということで1年証、6ヶ月証、2ヶ月証、1ヶ月証の短期証もその納付の状況によって発行するというふうになっております。基本的にはその被保険者の方との納税相談を行いまして納税計画に基づきましてその辺の短期証の発行を行っています。具体的には発行しています当健康増進課または収納しています納税課の方との二課の連携の基にやっておるところですけど、具体的な事例ですので確認しないと事例については。

○ 八児委員

滞納というか、毎月払うという形で約束ができていますよね、それが滞納にあたるんですか、どうですか。

○ 健康増進課長

国保の保険証との関係で申し上げますと、今申しますように納税計画というところで、計画に基づいての短期証等の交付でございます。あといわゆるその納税計画が滞納に当たるのか当たらないのかという部分の定義的な部分につきましては大変難しいと思っておりますけど、ただ、納期までに収めないということは滞納しているという形になるとは理解しています。

○ 八児委員

予算書を見てますと延滞金という形でも上がってきてますので滞納には当たらないんじゃないかと思うんですよ。で、ですね本当に今なんと言うか財政が厳しいとか保険料がいろいろ上がって大変なのか知りませんが、やはり払わないとは言っていないで、ただ年金で生活しておるんで、どういうことで払えるのかという形の中で打ち合わせをしてきてですよ、毎月1万円ずつ払うとか半年おきに差額分を払っていくとかいうふうなことがあるわけでありまして、そういうことを着実に履行されておる人にですよ、あなたはそれじゃ困りますと、それじゃ足りないからですよ、8万円払ってくださいと突然言われても今までの状況分かっておるはずなのにそういう言い方はないと思うんですね。もう少し丁寧な話をしていただけなければ市民の方は突然びっくりして、特にお年寄りには、その上にあなたは生命保険証もってこいとか、その差し押さえに行きますよとか、そういう乱暴な言い方はないんじゃないかと思うんですけど、もう一度お訊ねします。こら直接には担当なりそれに聞かな分からないと思っておりますけども、こういうことがあってるのかどうかもう一度お訊ねしたいと思っております。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 56

再開 11 : 06

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○ 健康増進課長

ただいまご指摘の市民に対する対応等につきましては私どもも納税課のほうにつきましても連携して行っておるところでございますけど、市民の方に不快な思いをさせている部分があるというようなことに関しましては十分に注意を持って行っていきたいと思っておりますし、ただいま

の具体的な例につきましては調査して対処したいと思っていますのでよろしくお願いします。

○ 田中廣文委員

短期人間ドックの負担金とかありますけど、これは個人負担の部分ですか。

○ 健康増進課長

はい、国保事業で行っています 40 歳からの 5 歳おきの節目節目の部分の個人から徴収します負担金です。

○ 田中廣文委員

1 名あたりどのくらいの金額ですか。

○ 健康増進課長

9,000 円です。

○ 田中廣文委員

短期一日人間ドックというのが、今までほら、同和対策の人間ドックがありましたね、あれはどこの項目になるんですか。

○ 健康増進課長

あれは衛生費の方になります。こちらは国保事業の中で一昨年まで補助事業であっておりました部分が 18 年度から補助がなくなりまして単費で節目に行ってる事業という形になります。

○ 田中博文委員

233 ページ 13 節委託料、電算システム等補修委託料とシステム改造委託料、これの中で改造をされるということですが、わかりやすくどんな形で改造されるか教えてください。

○ 健康増進課長

具体的には今回の後期高齢者医療制度に移行します部分の現在の国保のシステムでデータ等を後期高齢者、広域連合の方にデータ等を送っていかねばなりませんので、いわゆる国保では国保のシステムの中を分解して広域連合にデータを送る部分。それと新しく後期高齢者の中ではそれを広域連合からデータを受け取る部分そういった形での 19 年度中にこちらからデータを送り広域連合から付加それから状況、末端で窓口でお客様の対応をいたしますのでそういった意味で現在のシステムを改造するといった部分です。

○ 田中博文委員

保守委託料と改造委託料と一緒になってますんで、どのくらい改造にお金が掛かるか分かりませんが、今後そういう形のもので改造をしなくちゃいけないことが今から先起こってくるのか、今改造されるのであれば、そういったこと将来見越した中で対応できるような形の中でできたら改造していただきたいと思うんですけど、そのところはどうか。

○ 健康増進課長

今回新しい制度の導入ですので基本的にどこの市町村の国保におきましてもこの改造は必要になってまいります。で、国のパッケージといったひとつの示されたシステムもございますし、各市町市町それぞれ国保の現在の事業を行うためのシステムを持っていますので、それとの連携の部分ですので基本的に今年度のみ改造という形になると思います。なおちなみにこの予算額は 4,500 万円でございます。

○ 田中博文委員

そうすれば、さっきそういった国の方針等が変わればそういったシステムを各自治体があつかわなくちゃいけないということが今後もありえることですかね。

○ 健康増進課長

当面は今回の改造で運営していけるという風には理解しています。当面というのがどの程度か分かりませんが、大きく変わらない限りは現在の国保制度から老人の方たちの部分が全部抜けるといったこの部分を具体的にシステムの的に整理するパッケージという形になってるよう

でございますので、毎年必要になるといったようなものではないと思いますし、毎年必要になってくるのは保守点検といった形、広域連合への負担部分とか町村にあります末端の機器の保守点検等が経費がかかるというふうに理解しています。

○ 田中博文委員

そういったことで結構金額的にも高くなりそうなので、そのところ対処できるのであれば、ちょっと難しいかもしれませんができるだけお金の掛からない形で対応のほうやってください。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

本議案の 58 号についての反対討論を述べさせていただきます。これは本会議の中でも反対討論行いますが、それとだぶるところがかなりあるんじゃないかと思いますがお許し願いたいと思います。市町村国保の財政が大変苦しいという状態が続いております。その原因は高齢化社会にその一因があるということは否めません。しかし社会生活水準、医療水準これらが発展しているわけですから高齢化社会の到来というのは当然というふうに見なければなりませんし、当然医療費の増加ということもまた、大きくなることもまたこれ当然だと思います。しかし当然でないということがあります。それは先ほど示しました国保会計への国庫負担の大幅な減少縮小であります。1984年・昭和 59 年当時市町村の国保税の収入は4兆3467億円これは端数を切り捨てましたが、国庫負担額は2兆1635億円で国保の市町村税額の49.5%、約50%、半分でありました。それが20年後の2004年・平成 16 年には市町村の国保税収入は10兆8627億円となっており、それに対して国庫の負担額は3兆7463億円ということになります。そうなってくるとこの比率は34.5%にまで国庫負担が後退している停滞しているということになるわけでありまして。受益者負担とかで市町村の税率の相次ぐ引き上げということにも関わらず、市町村の国保会計が楽にならない最大の原因がここになるんじゃないかというふうに思うわけです。市の国保会計も国の政治の犠牲者といえるかも知れませんが、しかし最も痛みを押し付けられているのは被保険者、市民だと思っております。旧筑穂在住者の方たちは平成17年これは筑穂町独自でそれから18年19年と新飯塚市で連続3年値上げということになりましたし、他の市町の住民の方たちも18年19年と連続値上げということになっています。またこれが20年税率改正ということになりますから、値上げになるのかどうか分かりませんが、是非これは大いに検討もしてもらいたいというふうに思います。特に今年度は税率の改定による負担増に加えて定率減税と年金控除の削減、高齢者控除の廃止などによる所得増の国保税への跳ね返りということで各家庭びっくりするような国保税の納付通知になっています。このことは2割5割7割の法定減免の数字にもよく表れていることが先ほどの質疑の中で明らかになりました。人数的にみて7割減免の人が493人、5割減免の人が481人減って、逆に2割減免の人が779人増えている、このことにもよく表れてるんじゃないかと思います。更に住民税増税と国保税増税、これを引き起こした原因、更には大企業の減税、これをそのまま残しながら市民への増税だけが残った、定率減税の廃止、年金課税見直しなど税制改悪を強行した自民党、公明党の安倍政権、この悪政は厳しく批判されなければならないし糾弾されなければならないというふうに思います。国民健康保険証の資格証の発行というのも依然高い水準になっているんじゃないかというふうに予測されます。これら国の悪政から住民の防波堤という役割を果たすのが本来の自治体の役割ですが、その荒波の前に

住民を投げ出した齊藤市政は厳しく批判されなければならないというふうに思います。以上で本58号議案の反対討論といたします。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(他に討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第58号 平成19年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」について原案のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

( 挙手 賛成多数 )

賛成多数、よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第59号 平成19年度飯塚市老人保健特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

議案第59号 平成19年度飯塚市老人保健特別会計予算について、補足説明をいたします。予算書の243ページをお願いいたします。第1条において、本年度の歳入歳出予算の総額をそれぞれ136億4,750万円と定めるものでございます。予算書の248ページをお願いいたします。まず、歳出予算を説明いたします。1款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費で、本庁支所を含めた職員4名分の人件費並びに経常的な事務費を計上するとともに、2目医療費適正化推進事業費で、レセプト点検委託料や訪問指導看護師等に係る経費と併せ、合計で6,046万5千円を計上いたしております。2款1項医療諸費では、医療費の見込みについては、老人医療対象者の数や受診率の伸び等を勘案して、135億8,693万5千円を計上いたしております。3款では、予備費100万円計上いたしております。次に、歳入について説明をいたします。恐れ入りますが前のページをお願いいたします。1款1項支払基金交付金でございます。説明の欄に記載いたしておりますが、老人医療費交付金の公費9割分については、平成14年度医療制度改革以来の経過措置が昨年10月で完了し交付率が1/2となっております。それに一定上の所得者分をそれぞれ試算し、計の70億7,814万7千円を見込み計上いたしております。2款国庫支出金、1項国庫負担金で、国の負担分を同じく、43億2,941万6千円を計上しております。3款県支出金、1項県負担金でも、県の負担分を同じく、10億8,235万4千円を計上いたしております。4款繰入金、1項一般会計繰入金においても、同じく、事務費負担金等を併せて、11億4,355万4千円を計上いたしております。以下、5款に繰越金、6款に諸収入をそれぞれ計上いたしております。簡単ですが以上で老人保健特別会計の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。

○ 楡井委員

ひとつだけ質問いたします。こだわらんでもいいんですけど、249ページの医療諸費というのがございます。この医療諸費という欄、これ合計の欄なんですけど比べましたところ15億7900万あまり減ってることになってますが、これはどういうことなのか内容の説明をすいませんがお願いします。

○ 健康増進課長

この15億の減の部分につきましては18年度の当初予算との比較で試算いたしております。18年度の予算編成にこの部分は起因するものでございますけども、18年度の予算編成につきましては1市4町、国保会計も然りですがそれぞれで積算いたしまして18年度の当初予算暫定予算等含めまして積算いたしております。具体的に申しますとそのときの試算の見積もりが

過剰であったといったような要因をこの部分から理解しています。いろいろその辺の数字の積み上げの各市町の担当の部分も異なりますけど、基本的にはこの要因を一応探りましたところ、当初予算の積み上げが大きな要因になっています。18年度の補正では決算見込みに合わせてまして随時この金額につきましては補正減額してきた経緯がございます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第59号 平成19年度飯塚市老人保健特別会計予算」について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第60号 平成19年度飯塚市介護保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 介護保険課長

議案第60号「平成19年度飯塚市介護保険特別会計予算」の補足説明をいたします。予算書の253ページをお願いします。第1条において、「保険事業勘定」の歳入歳出の予算総額はそれぞれ102億4584万4千円と定め、また、同条3項で、「介護サービス事業勘定」の歳入歳出の予算総額をそれぞれ1億6574万9千円と定めるものでございます。

「保険事業勘定」の歳出の方から、事項別明細書に基づき主な項目のみ説明させていただきます。264ページをお願いいたします。歳出1款、総務費1項、総務管理費1目、一般管理費の1億8,244万4千円は介護保険業務に携わる職員の人件費等経常的な経費が主なものであります。266ページをお願いします。同款3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費2509万5千円は、1節の介護認定審査会委員の報酬2,267万4千円が主なものでございます。同じく2目認定調査等費8,819万5千円は、介護認定調査員14名分の7節賃金3,862万4千円、及び12節の役務費の主治医意見書等作成手数料3,863万4千円などが主なものでございます。次に267ページをお願いします。2款の保険給付費は、平成18年度の介護サービスの利用状況、今後の要介護等認定者の見込み、介護サービス利用単価など介護給付費の動向からそれぞれの給付見込みを積算したものです。1項介護サービス等諸費合計79億7,521万7千円は、1目の居宅介護サービス給付費29億3,644万2千円、要介護認定を受けられた方の訪問介護、通所介護、通所リハビリ、短期入所などの居宅サービスに係る給付費で、同項2目施設介護サービス給付費40億374万円は介護保険3施設、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設などの施設介護サービスの係る給付費が主なものです。268ページをお願いいたします。同款の2項介護予防サービス等諸費10億660万7千円は、1目介護予防サービス給付費9億671万5千円は在宅で生活支援が必要な要支援1・2の方の訪問介護、通所介護等のサービス給付費が主なものとなっております。269ページをお願いいたします。3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費1億7,395万2千円は介護保険のサービスを利用する場合、給付費の1割が本人負担となっておりますが、所得に応じて利用限度額が設けられておりますので、この限度額を超えた方への給付金、払い戻しをする給付額を計上いたしております。同じく2款の4項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費3億9,690万円は介護保険施設等の利用者で、所得によって定められた利用者段階1段階から3段階の方の食費、居住費にかかる利用者負担の軽減を図る補足給付費であります。3款の財政安定化基金

拠出金 989 万 6 千円は、保険者の保険財政の安定な運営に資するため、県に設置されています。財政安定化基金に拠出するものでございます。次に 270 ページをお願いいたします。4 款地域支援事業費、1 項 1 目事業管理費 7,438 万円は地域包括支援センター業務に携わる職員の人件費と経常的な経費が主なものでございます。271 ページをお願いいたします。同款 2 項介護予防事業、1 目介護予防特定高齢者施策事業費 3,703 万 6 千円は健康運動教室、生活管理指導員派遣事業、生きがい活動支援通所事業などの委託料 3,523 万 8 千円が主なものであります。2 目の介護予防一般高齢者施策事業費 1,986 万 8 千円は地域ネットワーク活動推進事業の補助金 1,833 万 3 千円が主なものであります。同じく 3 項の包括的支援事業・任意事業費、1 目の総合相談事業費 5,800 万 5 千円は、在宅介護支援センター運営事業及び高齢者実態把握事業などの委託料であります。同じく 3 目の任意事業費 7,289 万 3 千円は 13 節の委託料 5,377 万 1 千円、在宅介護用品給付費などの 20 節の扶助費 1,349 万 9 千円が主なものであります。なお地域支援事業費の中で一部に制度の変更及び廃止した事業があります。272 ページをお願いします。5 款基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金の 4,013 万 7 千円は、19 年度は保険収支上、保険料の余剰金が生じる見込みであり、後年度の保険給付の財源にあてるため、その余剰金を介護給付費準備基金へ積み立てるものです。

歳出を終わりました。歳入の説明をいたします。260 ページをお願いいたします。1 款保険料は第 1 号被保険者の人数、所得段階別の割合などの動向を参考として人数を見込み計上しております。1 項の介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、1 節現年度分特別徴収保険料 14 億 4,703 万 6 千円は公的年金から特別徴収者を 2 万 6,053 名の保険料収入を計上しております。2 節の現年度分普通徴収保険料 2 億 6,855 万 5 千円は普通徴収者 5,337 名の保険料を計上しております。なお、現年度分全体の徴収率は 98.48%を見込んでおります。次に 3 款の国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、1 節の現年度分 16 億 9,016 万 6 千円は歳出の保険給付費に対する国の義務負担率、施設等給付費は 15%、その他の給付費の 20%分となっています。同じく 3 款 2 項の国庫補助金、1 目調整交付金、1 節現年度分調整交付金 6 億 8,480 万 4 千円につきましては、本市は低所得者の方が多く、また後期高齢者が多いため全国平均の 5%より 2.13%多い、7.13%の交付率で計上しております。261 ページをお願いいたします。4 款の支払基金交付金、5 款の県支出金及び次ページの 6 款の繰入金の中の 1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金は、それぞれ歳出の保険給付費に対する義務負担割合で計上しております。

引き続き「介護サービス事業勘定予算」について補足説明をいたします。282 ページをお願いします。歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 3,233 万 3 千円は介護予防のケアプラン作成にかかる嘱託職員賃金 1576 万 8 千円と車両購入など備品購入費 806 万 4 千円が主なものであります。2 款の事業費、1 項 1 目居宅介護支援事業費 1 億 3,241 万 6 千円は包括支援センターにおけるケアプラン作成などにかかる嘱託職員賃金 8,218 万 2 千円と居宅介護支援事業の委託料 2,185 万 4 千円が主なものでございます。次に 281 ページ、歳入、1 款サービス収入、1 項予防給付費収入、1 目介護予防サービス計画費収入 1 億 248 万 5 千円はケアプラン作成に係る介護報酬の収入でございます。以上簡単ですが補足説明を終わります。

#### ○ 高齢者支援課長

地域支援事業の中で制度の変更や廃止した事業がございますので、ご説明させていただきます。まずはじめに、高齢者福祉の事業の中で、在宅介護用品給付事業、これおむつの給付事業になりますけれども、これと生活管理派遣事業の中で虚弱高齢者に対するホームヘルパー派遣事業につきましては、17 年度まで国・県の補助事業でありましたが、18 年度から補助が廃止されております。ちなみに、19 年度の当初予算では、在宅介護用品給付事業は約 940 万、ホームヘルパー派遣事業が約 1650 万、計 2,290 万円を計上いたしておりますので、17 年度の基準での補助金額は、約 1770 万円であり、非常に厳しい状況にあります。制度変更の 1 点目

につきましては、在宅介護用品給付事業、具体的には紙おむつ給付事業でございます。紙おむつ給付事業につきましては、要介護3以上の方を在宅で介護されている方を対象として・家族全員が住民税非課税の方々につきましては月額6,000円、・介護されている方だけが住民税非課税の方は月額3,000円を限度として紙おむつの補助いたしております。19年度の対応としましては、市の財政が非常に厳しいことから、家族全員が非課税の方を対象として実施させていただきたいと考えております。なお、実施時期は10月からとしたいと考えております。また、19年度予算においては、・介護されている方だけが住民税非課税の方120人を見込んでおりますことから、年間の影響額は約430万円となります。

続きまして配食サービスでございます。食の自立支援事業、これは先ほど申しましたように具体的には配食サービス事業でございます。飯塚市を除く県下26市が実施する配食サービスの利用料につきましては、

300円台が8市、400円台が16市、500円以上が2市となっております。また、合併前の1市4町においては、飯塚市、筑穂町、庄内町が400円、颯田町が350円、穂波町が300円でありました。穂波町の場合は昼食でございましたけど。他市の状況や合併前の状況を考慮し、配食サービスの利用料を350円から400円に引き上げさせていただきたいと考えております。なお、この事業の実施時期につきましても10月としたいと考えております。また、19年度の予算においては、約78,000食を予定していますことから、年間の影響額は約3,900千円となります。

3点目は、家族介護慰労事業でございます。家族介護慰労事業は、要介護認定者4以上の方につきまして介護保険サービスを一年間利用せずに介護された場合に、年額10万円を支給する事業でございます。しかし、本市では要介護認定者3以上の方を介護保険や市の在宅福祉サービスを利用されずに介護された方に月額1万円、年額にしますと12万円を支給する家族介護手当給付事業も行っていますことから、ほぼ同様の制度であります家族介護慰労事業は廃止させていただきたいと考えております。なお、年間の影響額は、18年度における対象者は1人であったことから、100千円となります。

市の財政は非常に厳しい状況にあります。ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

(予算書の掲載箇所を示してほしいとの声あり)

失礼しました。在宅介護用品給付の紙おむつ事業費ですが、これにつきましては272ページをお願いします。272ページの扶助費1349万9000円とありますがこの横に在宅介護用品給付費936万6000円というのがございます。その下が家族介護手当給付費216万です。それと271ページをお願いします。介護予防特定高齢者施策事業費、この中の委託料の中の一番下に食の自立支援事業委託料というのがございます。272ページの13の委託料に食の自立支援事業委託料となっています。なお家族介護医療事業につきましては廃止させていただきたいと考えていますのでこの中には計上しておりません。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

いくつか質問させていただきます。

はじめに保険料、これは介護保険料18年、19年、20年、この3年間は変わらないということで、月4975円、1年間にすれば5万7900円。これには定額金額でありますからこの定率減税や年金控除の課税見直しということについても影響がしないというふうに理解をしてもいいでしょうか。

○ 介護保険課長

介護保険料は一応3年間、平成20年度までは月額4975円ということで決まっております。

定率減税廃止の影響ということでございますけれども、第1号被保険者、65歳以上の高齢者の方の保険料は6段階に区分されておりまして、その段階は本人及び世帯の方の住民税の課税状況、課税か非課税かによって段階決定されます。定率減税の廃止は課税者の方に対する税額の軽減の措置の廃止であり、定率減税の廃止は介護保険料には直接影響いたしませんけれども、先ほど申されました年金控除の廃止に伴いまして、その方が非課税から課税になった場合は保険料の段階が上がるということで影響はございます。昨年の税制改正によりまして、公的年金控除あるいは高齢者の方の控除等が廃止されましたため、保険料の段階が変わった方はいらっしゃいます。

○ 楡井委員

変わった人はおるということでありますね。

260ページの介護保険料のところの第1号被保険者保険料というのがありまして、この予算と前年度比べれば7900万円ほど増加になっています。これについての理由の説明をしていただきたいというふうに思います。

○ 介護保険課長

19年度の第1号被保険者の保険料を前年度と比較いたしますと7906万3000円増加しております。その主な原因といたしまして、前年度は当初見込みました高齢者人口、被保険者数を3万920人と見込みまして算定しております。今年度は高齢化の進行に伴いまして、年間の平均高齢者の方の数を3万1390人と見込んでおりますので、その差、人数の増加がまず1つの要因でございます。

それからもう1つが徴収率でございます。前年度徴収率は計画値と申しますか、3年間の介護保険の計画の中で98.2%と見込んでおりまして、前年度が決算見込みで98.28%となっております。今年度は目標といたしまして0.2ポイント上げるという目標で徴収率を98.48%と見込んだものでございます。

それともう1点が昨年の税制改正によりまして、控除額の変更、減少等に伴いまして、保険料段階が上がった方につきましては、激変緩和措置というのを設けております。この激変緩和措置と申しますのはまず仮のお話でございますが、保険料段階が3段階から4段階に上がった方の場合、本来保険料が5万9700円、基準額でございますけど、なる方がいらっしゃいます。従来であれば非課税世帯ということで4万4770円であった方、その差額が1万4930円上がりますので、それを毎年3分の1ずつ調整していくという激変緩和措置を講じておりますので、若干、激変緩和措置を講じられた方については保険料が上がったというような形には感じられると思いますけど、この3つの影響で保険料がおおむね4.8%、7900万円増加したものでございます。

○ 楡井委員

先ほどの補足説明の中で1号の特別徴収の方が2万6053人。それから普通徴収の方が5333人。その保険料の収納率というんですかね。これを98.8%というふうに言われませんでしたか。今の話では98.48%というふうに言われた。どっちでしょうかね。

○ 介護保険課長

現年度分の徴収率は98.48%でございます。訂正させていただきます。申し訳ございません。

○ 楡井委員

金額が大きいからですね。0.何パーセントかでもずいぶん大きな金額になるというふうに思いますので、気をつけていただきたいと思いますが、そういうふうにするとこの3番目に書いてある滞納繰越分の普通徴収料が575万円ということになってはいますが、本年度の保険料の合計が17億2100万円ということですよ。これの98.5%として、1.5%分というふうになると、軽く二千五、六百万円の金額になるんじゃないでしょうか。ちょっと私も今計算機持ちま

せんし、算数弱いですから、そういう形になるように思うんですよね。そうすると570万円ほど回収をしても滞納額は増えていくという計算になるんじゃないかというふうに思うんですけれども、そういう見方をしてもいいかどうか。

○ 介護保険課長

現年度分徴収率というのが98.48%を見込んでおりますので、1.52%が過年度分に繰り越されるということでもあります。

平成18年度決算見込みでも約、普通徴収の調定額がおおむね3億円で、2900万円ほど繰り越しております。毎年3000万円程度繰越額といいますか、滞納繰越分が生じる、予算上はそういうふうな設定をしております。

○ 楡井委員

そうすると滞納額は年々増えていくということになりますよね。

それから今一つですね。高齢者の方の人数が3万900人から3万1390人ということで約500人くらいですか、増加をするという見通しなんですけれども、これはこの高齢者の方たちがこれだけどんどん増えていくということになるわけで、そうすると当然保険料もどんどん増えていくということになるわけです。

次に移らせていただきます。いいですかね。去年の介護保険法の見直しによって用具の貸し出しが中止になった。引き上げた。いわゆる貸しはがしというのが実行されております。具体的な貸しはがしの件数、それから用具の種類別にお知らせください。

○ 介護保険課長

平成18年4月の法改正に伴いまして、要支援1・2、要介護1の方、軽度認定者の方の福祉用具の利用が、その方の状態にそぐわないということで一応制限されまして、去年の10月から実施されております。この福祉用具で制限された品目につきましては車いす及びその付属品、特殊寝台及びその付属品、それ以外に利用者の方は少ないんでございますけれども、床ずれの防止用具、体位変換機、認知症の方の徘徊探知機、それから移動用のリフトといったものがございます。去年の、18年6月現在の利用者の方、車いす及び付属品につきましては198人いらっしゃいまして、19年3月現在では27人となっております。特殊寝台及び付属品につきましては、18年6月現在501人の方いらっしゃいましたけれども、現在は12人となっております。床ずれの防止装置、13人いらっしゃいましたけど、今はゼロでございます。それから体位変換機は昨年1人いらっしゃいましたけど、今はゼロ人でございます。認知症の方の徘徊探知機はもともとご利用の方いらっしゃいません。それから移動用のリフトというのがございますけど、これが52人ご利用がありましたけれども、現在はゼロとなっておりますので、現在利用のある方と申しますのは車いす及び付属品の方が27人、特殊寝台及び付属品を利用されている方が10人と、合わせて39人という状況になっております。

○ 楡井委員

法改正によって大幅にその福祉事業が後退している一つの数字が今の数字のような状況で明らかになったというふうなことを確認しておきます。

それからついでのことですが、この貸しはがしの結果による財政的な影響額はどのくらい給付費が減少したのかなということについては分かりますか。

○ 介護保険課長

去年の18年の6月時点で軽度の方が利用されてる車いす特殊寝台等の利用が725万円ほどございました。19年3月現在は、給付額でございますけれども、48万円程度ですので、おおむね700万円近い給付額の減が生じています。これはひと月でございます。

○ 楡井委員

それでは先ほど補足説明にありました、配食サービスや紙おむつの廃止というんですかね。

配食サービスは何か値上げのような報告がありました。すいませんけれどももう1回ご報告願えますか。

○ 高齢者支援課長

在宅介護用品給付事業、紙おむつの給付事業でございますけれども、基準といたしまして、要介護3以上の方を在宅で介護されている方を対象として紙おむつの補助金を出しております。家族全員が住民税非課税、月額6000円でございます。介護されている方だけが住民税非課税、この方々が月額3000円でございます。これを限度として紙おむつの補助を出しております。このため19年度の対応としましては、家族全員が非課税の方を対象として実施させていただきたいと考えております。実施時期は本年10月からとしたいと考えております。また19年度予算においては介護されている方だけが住民税非課税の方120人と見込んでおりますので、年間の影響額は430万円となります。

配食サービスにつきましては、飯塚市を除く県下26市が実施する配食サービスの利用料につきましては、300円台が8市、400円台が16市、500円以上が2市となっております。また合併前の1市4町においては飯塚市、筑穂町、庄内町が400円、潁田町が350円、穂波町が300円ございました。他市の状況や合併前の状況を考慮し、配食サービスの利用料を350円から400円に引き上げさせていただきたいと考えております。実施時期につきましては、本年10月としたいと考えております。

また19年度の予算においては、7万8000食を予定しておりますことから年間の影響額は約390万円となります。

家族介護医療事業につきましては、要介護認定者4以上の方につきまして介護保険サービスを1年間利用せずに介護された場合に年額10万円を支給する事業でございます。しかし本市では、要介護認定者3以上の方を介護保険や市の在宅福祉サービスを利用されずに介護された方に月額1万円、年額にしますと12万円を支給する家族介護手当給付事業も行っていますことからほぼ同様の制度であります家族介護医療事業は廃止させていただきたいと考えております。年間の影響額は18年度における対象者は1人であったことから、10万円となりました。

○ 楡井委員

紙おむつのことを確認しますが、介護されている方だけが非課税のところは3000円だった。これをやめるというわけですね。そして、家族全部が非課税だったところが月6000円ですかね。これは継続するというふうなことでいいわけですか。

○ 高齢者支援課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

それではじめの説明のときは160人で430万円影響があるというふうに言われませんでしたか。今回のは120人と言われたような気が。私の聞き間違いですかね。ちょっと数字確認させてください。

○ 高齢者支援課長

120人でございます。

○ 楡井委員

そうすると、月3000円の家庭がどのくらいあるのかがちょっとわからないんですけど、この家庭の方たちは月が3000円ですから1年間にすると3万6000円負担が増えるということになります。それも確認していただけますか。

○ 高齢者支援課長

仰せのとおりでございます。

○ 楡井委員

それが年間というか、10月から実施ですから430万円と、こういうことになるんですね。

それから配食サービスのこともどうですかね。50円、現在350円で実施されていて50円値上げして400円になるということですがけれども、このサービスを受けている人は今何人くらいおられるんかというふうにお聞きしたいんです。そして7万8000食と言われましたかね、が予定しているので合計390万円、これが市の財政に入ってくると、こういうふうに言われたように思うんですけど、そういうことでいいでしょうか。

○ 高齢者支援課長

実人員で現在275名の方が利用されておられます。この方々全てが1週間ということではございません。週、必要な数だけ配食サービスを利用するという形になっております。

○ 楡井委員

それが275人の方で7万8000食ということで50円値上げするんで390万円収入になると、こういうことになる。先ほどの方は430万円支出から減るといことになるというふうになると思います。

それで、先ほどの報告の中にありましたように、272ページに剰余金が出るので、この剰余金を準備基金、介護給付費準備基金、これに積み立てると、4000万円。いうふうに言われました。この介護保険、準備金が出るということそのものがどうかというふうに思うんですけども、この4000万円、積立金が出る状況があるのに、120人の人たちに430万円負担をかけるとか、275人の人たちに390万円の負担をかけるというような状況を生み出していいものだろうかという疑問がわく訳です。一方では正確ではありません。私のザッとした計算の関係でいえば、約2000万円以上の滞納が生まれていってるといようなこの介護保険特別会計の中でのやり方といいますかね。貧しい人たちに負担をかけるというやり方、これちょっといかがなものかというふうに思うわけですね。この点で10月実施ということで、もう今日6月、7月になろうとしている状況の中で、何でこれを急いでせないかんのかなというふうに思うんですけど、その点はいかがでしょう。

○ 高齢者支援課長

実施の時期でございますけれども、当初は年度初めからということで見込んでおりましたけれども、やはり議会の方にご説明させていただいて、それから周知ということがございます。それで10月ということにさせていただいております。

○ 楡井委員

何度も繰り返しますけれども、430万円とか、390万円とか、一方では4000万円くらい余るといようなこの差し引きがあるわけですよ。せめて来年度からするとかいような手は打てないのか。何でこの10月に、あと年末まで2カ月しかないという状況の中で急いでこれやらないかんのかなという疑問がつかまとうわけですがけれども、再度答弁してください。

○ 高齢者支援課長

まず介護給付費準備基金積立金につきまして、4000万円の基金がございますけれども、この金額から配食サービスとか紙おむつ事業とかといったことに対する事業費としては使えないことになっております。また実施時期10月ということがございます。来年からということもございますが、市としましては、当初年度初めということと考えておりましたことから、こういう議会の日程になりまして、10月にさせていただくということになったこととございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○ 楡井委員

くどくてすいません。介護給付費基金積立金、これ今から余るわけですよ。今から運営して余るから積み立てるといわけですよ。積み立てた分を紙おむつとかそれに使うということは基金の性質からできないかもしれません。しかし今から余った分を積み立てるといわけですよ。

よね、4000万円見越して。ですからそこを4000万円にせんで、例えば3000万円にするというようなことはできないんですか。

○ 介護保険課長

介護保険事業の中には介護保険の給付の部分と地域支援事業と大きく二つに分かれています。保険料収入のうち地域支援事業に充てる部分につきましては、定額で金額は決まっています、保険料収入で剰余が生じた分につきましては将来の介護給付事業、保険給付費ですね、それから財政安定化基金の拠出金および公債費の財源に充てることはできますけど、地域支援事業の財源に保険料を、定額で決まっていますので、これ以上の額を充てることとはなりませんのでご理解をお願いいたします。

○ 田中廣文委員

嘱託職員の賃金でね、264ページ、これは1名分ですか274万円、それから14人分で3862万4000円、それともうひとつあるんですが・・350万円とかいうのが・・340万3000円、一人一人そういうふうに違うのかなというところが不思議でなるんですが。と同時にもうひとつお聞きしておきたいのが、266ページの報酬で介護認定審査会委員報酬2267万4000円、これがですね、どのくらいの割合でやっておられるのか、週一回とかやられる部分があると思いますけど、その内容について教えていただきたい。

○ 介護保険課長

先ず264ページの嘱託職員の賃金でございますけど、この場合は1名保険給付係のほうに配置しています。266ページの嘱託職員賃金3862万4000円ですが、これは訪問調査の認定調査員14人分の賃金でございます、継続期間とかの関係で期末手当の関係で若干一人当たりの単価が変わってまして、それともうひとつはケアマネージャーの資格を持った方を採用していますので嘱託職員の単価が変わっているものでございます。

○ 高齢者支援課長

この賃金につきましては社会福祉士の1年間分の賃金でございます。

○ 介護保険課長

266ページの介護認定審査会費報酬で2267万4000円上がっています。認定審査会は15の合議体で各委員さん7名ずついらっしゃるしまして、お医者さんのみがローテーションを組んで実際の審査会は5人で実施しています。5人の方が大体年間で306回予定してまして、1合議体あたり大体20回、月に1.5回から2回くらいの回数になります。審査会の回数としては概ね火曜、木曜に実施いたしていますがローテーションを組んでいますので同じ方が多くても月に2回程度となっています。

○ 田中廣文委員

この件につきまして、ちょっと医者の方がいくらとかいろんなことが出てくると思うんですよ、その件について後で表でもいただけたら。

○ 介護保険課長

合議長の単価と一般の審査委員の方の単価は変わってまして、合議長が14700円で、一般の認定審査会の方は12500円ということで単価は決まっています。1回あたりです。概ね審査は7時から9時くらい、最大2時間くらいの時間となっています。

○ 田中廣文委員

費用弁償というのはかなり、私たちから見たら高いなというふうに思います。医者の方とかそういう人が入ってあるということですから、内容が分からないんです。その辺を教えてください、後でいいですから。

それから先ほど私ややこしい、家族介護医療事業とか要介護の10万とか12万とかありましたね、私は基本的にね、介護というのは居宅介護が普通じゃないかなというふうに思うわけで

す。介護保険で言うなら特老とかそういうものに入って、ずっと寝たきりの人、またこれにもいろいろ疑問はあるわけですが認知症とかどんどんどん歩き回る人については等級が上がらないとか、寝たきりのほうが等級が上とか言うような話をよく聞くわけですが、この点について私はどうだろうかと思うんです。例えば家でですね、子どもさん連れ合いさんとかがおじいちゃんおばあちゃんをみるのに、息子さんの連れ合いさんとかがみられた場合にですね、やはり預ける場合はそれだけの費用が必要ですから働きに出るとかいうことになるかと思えますけども、そこで居宅でやられた場合月に5万とか6万円とかその方に出していただくというような状況をすればわざわざ特養とか中間施設とかに入れなくてもすむんじゃないかと思うんですね。このことについて私と皆さんの考え方が大きく違うのかなというふうに思うわけです。一人の特養に入られた方、月にどれくらいの費用がいつてるんですか、平均してどれくらいいつてるんでしょうか。

○ 介護保険課長

介護度で平均ですが、一月お一人23万2000円の給付をしています。

○ 田中廣文委員

23万円ですか、一人当たり。23万円あったらですね、私でも私の父でも母でも、今はいませんから言ってるのかも知れませんが、みるかもしれないよ。そんなにないでもみると思いますよ。そして家庭からまたおむつ代とか何か出さないといかんのやないですか。そういう費用も要るんじゃないですか。

○ 介護保険課長

これ以外にいわゆる食費、今言いましたのは介護保険の給付額いわゆる9割分ですので、23万は9割ですので、ご本人負担が2万6千円程度、それプラス食費、あるいはホテルコストといますか居住費、それから日常生活用品、まあ施設によって異なりますがそういったものが重なりますのでご本人の負担としては、今の額を上回るということでございます。

○ 田中廣文委員

私はその辺をね、見直すというなら居宅で多くの人が見れるようになれば、保険料等も、要するに10万円くらいあげますよ、皆さんそれでやってくださいよということになると保険料あたりもものすごく下げられると思うんです。持ち出しもやはり3、4万いるとでしょ。そうならば14、5万はそこに残ってくるような形になるんじゃないでしょうか。そうするとね10万円分は残ってくると思うんです。それはまた、必要な人は入らないかんと思いますよね。そういうところに入らないかん人もおると思います。一人暮らしとかね。しかし家庭の中で親とともに住んでる方、そういう人たちはやはり、私でも息子にはまだ言ったことございませんけども、コンクリートの中に、あのようなところに一緒に、その人たちと生活したいという思いを持ってません。やはり息子たちと一緒に生活しながら自分の家で最終段階を迎えたいというような考え方に立っています。そういうことになればなお更のこと、こういうことを見直すことも必要ではないかなと。一人だから10万でよございませよということじゃなくて、10万の支払いをしますよということになれば、私はこのところの考え方が皆さんにないのかということをおの人に申し上げたいわけなんです。よければこのことを今後ご検討願いたいと思います。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

議案第 60 号についての反対討論を行います。また本会議でももう少し詳しくはやりたいと思いますが、とりあえず委員会の中で発言しておきます。ひとつは保険料の増額の問題でいろいろ説明があった点については認めざるを得ないと思いますが、ただし滞納の問題について、滞納の克服額と今後の回収率によって新たに滞納ができていくということについては、今私ざっと計算してみたんですが 2200 万円を超える未納額が新たに生まれていくんじゃないかと思えます。これはまた正確に計算した上で、ご指摘があればまた受けたいと思えます。その点が一点です。それから二つ目はいわゆる貸し剥がし、このことで約 700 人の方たちが利用していたものが現在 37 人に減っていると、633 人の方から福祉が剥ぎとられたということになりまして、これが月額約 700 万円前後ということになりますと、1 年間でこれ 8200 万円になりますね、確かに市の介護保険会計としては 8200 万円浮くということではありますが、その分は逆に市民の側に負担がのしかかるというふうに見るべきだと思います。それから紙おむつの問題についてお訊ねしたところですね、120 人の方で 430 万円が浮くということになります。更には配食サービスでは 275 人の方から 390 万円ですか、これが市のほうに入ってくる、これ全て市民の負担増ということになるわけですね。それで月額と考えると約 1500 万円です（注：発言委員の間違い＝月額ではなく年額）、貸し剥がしを受けた 663 人、おむつ代を取り上げられる 120 人、それから配食サービスを受けてる 275 人これ約 1058 人です。そうするとこの 1058 人の人が毎月 1 万円負担が増えるということになるわけですね。このことを考えた場合大変なことじゃないかと思うわけです。それで、その一方で約 4000 万円の余剰金を作ってますね、基金に積み立てていくと、そのことは将来この金額には使えないという基金になってるわけです。こういうことを考えた場合、この介護保険の特別会計についてのやり方というのが市民への一方的な負担増ばかりということになるんじゃないかというふうに考えられますので、その点ではこの予算を認めるというわけにはいきませんので、そういうことで反対ということにしたいと思えます。以上です。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(他に討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第 60 号 平成 19 年度飯塚市介護保険特別会計予算」については原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

( 举手 賛成多数 )

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします

休憩 12 : 25

再開 13 : 20

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、「議案第 63 号 平成 19 年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 高齢者支援課長

予算書の 315 ページをお願いいたします。介護サービス事業特別会計予算につきましては、「特別養護老人ホーム桜の園」の予算であり、その歳入・歳出は、143,351 千円となっております。内容につきましては、事項別明細書の歳出から主な項目のみ説明させていただきます。319 ページをお願いいたします。第 1 款事業費、第 1 項施設介護サービス事業費、第 1 目施設介護サービス事業費の委託料 116,178 千円は、「特別養護老人ホーム筑穂桜の園」の指定管理者であります社会福祉協議会への委託料であります。第 2 款基金積立金、第 1 項基

金積立金、第1目特別養護老人ホーム運営基金積立金の22,502千円は、歳入から委託料や介護サービス施設整備事業債、過疎対策事業債の償還金等の歳出を除いた金額を、運営基金として積み立てるものです。第3款公債費、第1項公債費、第1目利子の2,857千円は、桜の園の施設整備の際に起債した介護サービス施設整備事業債の償還金でございます。第4款諸支出金、第2項繰出金、第1目一般会計繰出金の699千円は、桜の園の施設整備の際に起債した過疎債の償還金で、一般会計において償還するため一般会計に繰出しをするものです。

歳入の主な項目のみ説明させていただきます。318ページをお願いいたします。第1款サービス収入、第1項介護給付費収入、第1目介護給付費収入、第1節介護福祉施設介護給付費収入の89,557千円は、特別養護老人ホームの自己負担分を除く介護保険収入でございます。第2節短期入所生活介護給付費収入の5,877千円は、ショートステイの自己負担分を除く介護保険収入でございます。第1項自己負担金収入、第1目自己負担金収入の47,916千円は特別養護老人ホーム及びショートステイの自己負担金でございます。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

一つ二つだけお聞きします。318ページ、1項というんですかね、介護給付費収入の欄ですね、これが前年に比べて1500万円増えています。それから2項の自己負担金収入、これが前年に比べて507万8000円増えてるということになっています。この増えた原因を教えてくださいということと、先ずそこからいきましょう。

○ 高齢者支援課長

先ず介護費収入等の原因ですが、介護給付費収入が1503万増加した大きな理由につきましては、先ず介護報酬の改定にあります。特養の介護報酬につきましては18年4月から18年度予算で算定して出していました介護報酬よりも一人一日当たり740円引き上げられたことから19年度予算の介護給付費収入が約690万円増過いたしております。次に見込み割合を変えたことにあります。予算編成において入所者の入院による減収や入所者の要介護度の変更による減収などがあることから100%の収入より低く見積もっています。18年度において10%低く見積もっていましたが19年度においては5%としたことから予算上430万円増加しています。次に、ショートステイにつきましては利用日数を400日から684日へと利用者増を見込み、また平均要介護度の見込みを要介護2から要介護3へと引き上げたことから予算上350万円増加しています。以上のことから介護収入が増加しています。個人負担収入につきましては、このような介護費収入の増加にともないまして自己負担分が増えたものです。

○ 楡井委員

報酬改定と納入率といいますか、それが10%から5%に、それから見込み額を10%減から5%減に引き上げたということですね。そして利用者が増えたと、ショートステイの関係で、そこから合わせると約1500万円というようなことのようにですが、これは当然報酬改定その他でありますから、利用者が増えたとか、利用の質が上がったというようなことでの増ではない。そういうことでは利用者の負担増ということには繋がらないのでしょうか。

○ 高齢者支援課長

これはさくらの園を18年度を見込むときに17年度の10月か11月ごろ見込みますけど、その時点でさくらの園自体が平成17年の5月から開始されていまして、なかなか内容を見込めなかったという面もございまして歳入にしても10%というふうな減額したところで歳入を見込んでということになっています。それぞれ見込みがありますけど実質的に収入増といいますと、これにつきましては介護費収入、介護報酬の改定、こういったことにつきましては施設に

とっては実質的な収入増になりますし、利用者にしては負担金増という形になってまいります。そのほかの見込みにつきましてはあくまでも実質的なことではございませんで実際の予定の人数をどのくらいになるかということを見込んでいますので、そこらへんにつきましては実質的なプラスマイナスはないと思っています。

○ 楡井委員

さくらの園を利用されてる方は一応 30 人ということですが、これの変更はないですかね。

○ 高齢者支援課長

30 人で間違いありません。

○ 楡井委員

そうするとその 30 人の方たちが 507 万くらいの利用者負担増と、こういうことになってるというふうに理解していいんですか。

○ 高齢者支援課長

全てではございません。先ほど申しましたように、介護保険報酬の改定の分と見込みの改定がございますので、その分につきましては全てが全て実質的に自己負担があがってるというものではありません。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第 6 3 号 平成 19 年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算」について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議あり)

ご異議がありますので、再度採決いたします。「議案第 6 3 号 平成 19 年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算」について原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 賛成多数 )

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 6 9 号 平成 19 年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 学校給食課長

「議案第 6 9 号 平成 19 年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」について補足説明いたします。予算書の 3 6 9 ページをお願いいたします。第 1 条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 0 億 7, 9 9 9 万 7 千円と定めるものでございます。

内容の主なものにつきましては、事項別明細により、歳出の主なものから説明いたします。3 7 4 ページをお願いいたします。1 款 学校給食費、1 項 学校給食費、1 目 一般管理費の計 4 億 8, 8 0 6 万 5 千円は、職員 5 2 人の給料、職員手当等及び調理補助の臨時職員等にかかる経費として賃金を計上しております。次の 3 7 5 ページをお願いいたします。1 9 節 負担金補助及び交付金の主なものは、退職手当組合負担金としまして 4, 0 7 3 万 7 千円を計上しております。その 3 7 5 ページの最後の行にあります。2 目 給食事業費の 1 億 1 9 2 8 万 1 千円は、2 箇所(給食センター及び 1 3 校)の給食施設の運営を行うための経費、光熱水費等、また施設を維持管理するための施設設備保守点検委託料等の経費を計上しております。3 7 6 ページをお願いいたします。1 3 節 委託料の飯塚給食センター配送業務等委託料

は飯塚学校給食センター分であります。377ページをお願いいたします。3目 学校給食賄材料費の4億3,928万5千円は、教職員を含めた小学校22校の児童、7,447人、中学校12校の生徒、3,930人及び幼稚園児107人の合計11,484人分の給食賄材料費を計上しております。続きまして、2款公債費1項公債費1目の元金1,946万6千円は、地方債2億110万円の市債償還元金であります。また、2目の利子390万円は同じく地方債2億110万円の市債利子であります。最後に3款1項1目に予備費としまして1,000万円を計上いたしております。

続きまして歳入の主なものについて説明いたします。元に戻っていただきまして、372ページをお願いいたします。1款 給食事業収入 1項 給食事業収入 1目の学校給食費の4億3,858万5千円は歳出で説明いたしました11,484人の給食費を計上いたしております。3款 繰入金 1項 一般会計繰入金の6億4,021万3千円は、市が負担すべきものとされている、職員給与、手当、賃金及び学校給食施設の維持管理費等に充当されるものであります。最後に5款 諸収入 1項 雑入は、臨時職員の社会保険料負担金及び給食費の過年度収入であります。以上簡単ですが、飯塚市学校給食事業特別会計予算の概要の説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

こんなことを聞くのが恥ずかしいんですが改めて恥を忍んでお聞きします。給食費の額なんですけど小学校中学校幼稚園、それぞれ幾らかと幼稚な質問からさせていただきます。

○ 学校給食課長

今ご質問の給食費ですが、小学校月3300円です、中学校月3920円、幼稚園月2900円で11月で納入していただくようにしています。

○ 楡井委員

それから869万円の収入減が記載されていますが、ページ数で言えば372ページの1項ですかね、昨年比で868万9千円の減額になっていますが、これはどういう減額なのかですね、それとついでにお聞きしますが、377ページの学校給食賄い材料費と言うんですかこれが△で908万9千円となっておりますのでこれらについて説明をしていただきたい。

○ 学校給食課長

今お訊ねの収入の868万9千円の減の原因ですが、これは児童生徒数の減による収入の減でございます。ちなみに児童生徒教職員合わせて286名減であります。それから3目の材料費でございますが、これも収入の減に伴います賄い材料費の減ということです。

○ 楡井委員

374ページの一般管理費の598万7千円それから375ページの給食事業費の1276万3千円この内容についてお聞きします。

○ 学校給食課長

1目一般管理費の598万7千円の減でございますが、職員手当でそれから臨時職員賃金それから消耗品等の減によるものです。それから2目の1276万3千円の減ですが、主なものとしたしましては昨年備品を上げさせていただいていましたが、今年度備品がそんなにありませんので備品の減、それから修繕料の減というところが主な減でございます。

○ 楡井委員

先ほどの賄い材料費に関連してなんですけど、これは以前から再三お聞きしていましたが、地元の生産品ですね、例えば米とか野菜とか肉とか、こういうものが学校給食費の中でどのくらいの割合で使われているかということについては従来その3割ぐらいだろうとかいう曖昧な数字

の報告だったんですが、この掌握状況は今きちんと出来てますでしょうか。

○ 学校給食課長

今ご質問の内容でございますが、昨年そういう地産地消といいますかそういう部分のご質問があつていまして、その内容の把握と言うことにつきまして、今年度4月から各学校、センターも含めまして県内の農産物、地元農産物等の数量等を把握して今鋭意やっているとございまして、それで4からはじめていますのでまだ2ヶ月足らずであります、2か月分だけですがおおむね30%の割合が出てきておると思っています。年間的なものを見た中で報告なりをする部分があるかと思っております、今のところ昨年のご指摘を受けた中でこういう調査と言いますかそういう形を随時やっていると状況です。

○ 楡井委員

今まだ2ヶ月と言うことですからとうてい平均的なことも難しい半年もすればと言うことになりますので、4からはじめていけば9月と言うのがひとつの半年ですから9月議会または12月議会、12月議会にあるとその時期は予算編成の時期にもなると言うことになりますのでとりあえず9月議会辺りで一定の数字をご報告願いたいというふうに思います。

それといまひとつ給食費の滞納の問題が今テレビなんかで非常にセンセーショナルに取り上げられているんですが、ああいうのは非常にごく一部の人たちじゃないかと思うわけですよね。それで滞納の状況について現状をご報告願いたいと思います。

○ 学校給食課長

滞納状況と言うことですが、18年度の滞納でご報告させていただきたいと思っておりますが18年度学校給食が公会計になりまして実施している状況ですが、18年度の滞納者数としては571名の方がおられます。それで内訳では小学校が373名、中学校194名、幼稚園が4名と言うことで合わせまして金額では847万円の未納があるというところです。収納率といたしましては98.1%の数字が今のところあります。それで滞納対策としましては督促催告状の発送とか電話による督促を行っておりますがそれに加えて訪問徴収、夜間等を踏まえた中で二人一組になって訪問徴収をして収納率の向上に努めている状況です。

○ 楡井委員

暮らしが貧しいと言いますか、生活保護基準の120%で就学援助と言うのが受けられることになっております。それで滞納者の方たちにそういう就学援助の措置が取れるものかどうかそういうところまでは掌握されておりませんか。

○ 学校給食課長

訪問をいたします際に、当然これだけ未納がありますので払ってくださいと言う部分でお伺いはしているんですが、その際でも過程の事情等もありますのでその辺のお話を聞きながらどうしても生活に困窮しておられる方についてはそういう就学援助がありますんでというご説明もしながら徴収に務めているところです。

○ 楡井委員

要望だけお願いします。学校給食は教育の一環ということもありますので現在2%近い人が滞納と言うことになってるようですが、やはり今努力されているような方向で是非滞納の問題についても暖かい気持ちで接して回収に努めていただくようお願いしたいと思います。その際これは市長にもお願いしないといけないと思っておりますが、学校給食は給食の滞納の問題にあたる、国保の関係は徴税課があたる、水道は水道課があたるというようなバラバラな体制で回収に努めるということではなくて各課またがった収納率向上のための体制をとっていただくようにご検討願えないかと思っております。以上です。

○ 江口委員

今の滞納の分についてお聞きします。現在滞納については督促催告状、電話だとか夜間を含

めた訪問徴収という話がありました。そしてその中で法的な手段等をとっておられるかどうかお聞かせください。

○ 学校給食課長

今の段階ではまだ法的措置ということは実施しておりません。

○ 江口委員

やはりきちんといただくものはいただいっておかないと、確かに現実に払えない方々については就学援助等できちんと支援を差し延べることは必要であります。しかしながら現在テレビ等で問題になっているのは払えるのに払えない方々ですよ。現実にそれが重なると他の子どもの給食の分まで影響が出るそのことを考えると、この滞納の整理という部分は本当にきちんとやっつけていかなければならないと思っています。是非法的部分も含めて検討をお願いします。

○ 学校給食課長

今指摘されますように法的措置も見据えた中でやっていく部分は課題だという部分もありますし、当然検討はしないといけないと思っていますので今後そういう部分も見た中で検討していった滞納徴収の推進にがんばっていきたいと思っています。

○ 江口委員

どうぞよろしくをお願いします。

それと先ほど847万円の滞納があるという話がありました。これはたぶん平成18年度だけの話だと思うんですが、この滞納はたぶん合併前から続いている分があるかと思うんですね、合併前の分についてはどのような処理になったのか教えてください。また金額等つかんでいたら教えてください。

○ 学校給食課長

旧市町の給食費につきましては、旧穂波町が公会計で実施されていましたが、あとの1市3町につきましては私会計で実施されています。それで18年度の予算の中でも雑入というところで過年度分の収入を上げている部分がございます。それで18年度の過年度収入につきましては全体的に収入額として296万4,298円を収納しています。これは収納率にいたしまして8.74%ということでございます。

○ 江口委員

収入があがってる分は雑入で受け入れる、それが8.74%と言うことはまだ90%強は滞納のまま残ってるということですかね。合わせて額についてお聞かせください。

○ 学校給食課長

そうです今言われるとおりです。それと過年度の未収入につきましては総額で30,968,541円になると思われれます。

○ 江口委員

是非その分も時効だといわれる前に、卒業する前にしっかりやっていただきたいと思います。後もう一点、学校給食に関してはセンター方式でやってるところ、自校方式でやってるところと差がございます。こちらについてどのような方向でやるということについてはどのような協議になってますでしょうか。

○ 学校給食課長

今言われました旧1市4町時代からセンター方式、自校式でやってきた経緯で、その後のどうするかと言う部分につきましては、今給食運営審議会が昨年度から開催されておりましてそちらのほうに今諮問をしまして今年度継続審議ということで今年度の夏過ぎ、9月くらいまでにはそういう方向性を、答申をしていただく形で今審議をいただいている最中です。

○ 江口委員

もうやられてるんですね。そうしますとこの給食運営審議会が現実にどのくらいのペースで

あつてるのかどうか、また併せてそれを聞きにいこうと思ったときにどういった対応になるのか、また併せて会議録等はどういった形で整備されているのかですね、市民も含めて私どもがその経緯を知りたい、今の議論の状況を知りたいと思ったときに、過去の分も含めてきちんと見れるよと、また傍聴もできますよという形になるのか。あと中で市民の声を聞く機会を設けるつもりがあるのか等併せて教えてください。

○ 学校給食課長

最初の方でございますが、昨年2回審議会が開かれています。今年の予定としましては3回開く予定としています。7月に第1回目をやるように予定しています。それと内容の情報を知りたいと言うときはどうするのかということですが、内容的には会議録等をやっています、概ね要点筆記的な形ですがそれは情報公開等がございますので請求していただければ開示できると考えています。傍聴につきましては出来ると思いますが、ただ開催日を告知等という部分で議会のようにはやっていませんのでちょっとそこは、私も勉強不足ですが、傍聴は出来るというところでもよろしく願いいたします。市民の声を聞くというところがございますが、内容的には中に PTA 代表も入っておられますのでその辺でひとつは市民の声という形で代弁をしていただくという形もあろうかなと思います。ただ審議会自体が教育委員会の諮問を受けまして答申という形になっていますので、その諮問について答申するという形で今後答申書を出すという形になろうかなと思います、後は答申書の閲覧とかいう部分もあるのかなと思います。

○ 江口委員

会議録についても傍聴についても一定の配慮をしていただけるということですので是非しっかりやってください。会議の日程をどうやってお知らせするか、それは他の審議会等も同様な悩みを抱えているんだと思います、それについては市全体としてガイドラインをつくった上で是非やっていただきたいと思います。また PTA 代表も入ってるので市民の意見はそこで反映されるのではないかというお話もございました、しかしながら、この給食については特に旧筑穂町の方々が本当に地元産品を使っておいしい給食を提供していただいていた、これから先どうなるのが不安という声等もございます。是非そういった市民の方々の意見も拾えるようなチャンスがよりつくられるような形で審議をしていただきたいと思います。自校方式センター方式いろいろ一長一短あると思いますが地元産品を使うこと、また危機管理等を含めると私自身は自校方式のほうが望ましいと思っています、是非その点を含めて考えていただきたい。また、同僚議員の中からこの学校給食調理場を使った中での学童への給食の提供等についても質問等があります、そのようないろんな形の部分も含めて検討をお願いいたします。

○ 田中博文委員

374 ページ、1 節の報酬、今言われてましたこの学校給食運営審議会報酬のところは先ほど言われた審議会というふうに理解をしていいのでしょうか。この審議会、センター方式、自校式の審議がなされてるということですが、他にこの審議会は何をされる場所なんでしょうか。

○ 学校給食課長

基本的には学校給食の運営等についての審議をするということですが、教育委員会の諮問に基づいて審議をするという形でございます。それで今審議を継続しているものは、先ほど言いましたセンター方式自校式の関係、給食費の回数の統一の問題、直営か民間委託かという部分の3点を昨年から審議していただいている状況です。

○ 田中博文委員

当初この委員会で所管事務のときに給食の日数の件を僕が質問しましたが、そういったこともここで審議されるんですか。

○ 学校給食課長

18年度が合併しました段階の給食日数等でずっとやってきています。それで18年度の運

営審議会の中では今委員が言われますような給食日数等も審議していただくような形になっています。

○ 田中博文委員

今この中で自校式センター方式で検討されると、新たに公の施設の検討委員会を行革関係がやると言ってますがそこは公施設を全部統合すると、この審議会の今審議されてる自校式、センター方式の答申なりと、今度あたりにやられる公施設の検討委員会、このところの整合性はどういうふうと考えられるんですか。

○ 教育部長

今給食課長が答弁していますとおり、審議会で審議されています。その答申を受けまして公の施設のあり方検討小委員会、これにかけさせていただこうと思っております。

○ 田中博文委員

今言うように審議会の答申が出てからと言うことですが、回数も3回くらいですか、いつ出るか分からないものを7月の施設の検討委員会にやられると言うことですが、そのところの日程的なものとか調整的なものとかは出来てるんでしょうか。

○ 教育部長

先ほど答えましたように審議をしていただきまして9月に答申を受けたいということで結論を出していただくようにしています。その後行革のほうと話しまして公の施設のあり方検討小委員会のほうにかけさせていただくというふうを考えています。

○ 田中博文委員

その場合結果的なことを聞くのはどうかと思いますが、答申出されたところと、今役所内部でされてる検討委員会の分と結論が違う場合がある場合は、どちらを優先されるんですかね。

○ 教育部長

審議会で給食関係の審議をしていただきます。この答申に基づきまして考えるわけですが、ただいま言われますように公の施設のあり方、いわゆる統合とか統廃合とかいろんな問題が公の施設の検討委員会で検討されます、そういうものとの関連が非常にございますので、センター方式、自校方式ということで審議していただいておりますけども、すぐにセンター方式になるとかすぐに自校方式になるとか、そういう統廃合関係もありますのでそこらあたりをしっかりと小委員会のほうで検討していただきたいというふうを考えております。

○ 田中博文委員

せっかく学校給食運営審議会報酬等も払って真剣審議される中のものと思いますんで、そういったものがお互い無駄にならないところで配慮しながらしていかないと、結局何のためにやったのかという結果にならないように気をつけてお願いいたします。

○ 田中廣文委員

この374ページ、給料ですね、52名分上がっていますね、これの夏休みとか休みがありますよね、子どもたちが給食を食べない日、このときの職員はどういうふうになりましょうか。

○ 学校給食課長

今言われた長期休みのときの職員はどうしてるかということですが、特に給食センターにおきましては日々給食を作っています。それで休みのときにご存知かもしれませんが建物設備が古い部分もございまして、そこで保守点検とか、普段の調理業務で平日には研修に出て行けませんので夏休みに集中して調理とか安全衛生の研修会に参加しています。大きいところではそういうところですよ。

○ 田中廣文委員

この人たちの、言うなら40日間くらい休みがあるわけですよ、別にお手伝いできるところがあるんじゃないかというふうに思うわけですけど、有効に使えます。大きな金額になります

からね。その辺の考え方というのはありませんか。

○ 学校給食課長

言われますようにボランティア的な部分も出てくるのかなと思いますし、多分に長期休みのときにしかできないという部分も正直言ってありますのでその辺をご理解いただきたいと思います。

○ 田中廣文委員

学校の中でもいろいろ仕事あると思うんですよ。夏休みが終わったら運動場には草が生えてたとか、そういう何らかの形を考えながら、この人たちの有効活用をしていくことも大事やないかなとも思いますので、そういう検討もなされるようお願いしておきます。

○ 学校給食課長

今ご指摘された部分についても今後検討させていただくということでよろしく願います。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第69号 平成19年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第70号 平成19年度飯塚市養護老人ホーム運営事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 高齢者支援課長

議案第70号 平成19年度飯塚市養護老人ホーム運営事業特別会計予算の補足説明をいたします。予算書の383ページをお願いいたします。愛生苑の予算であります養護老人ホーム運営事業の歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億7903万4千円であります。

内容につきましては、事項別明細書の歳出から主な項目のみ説明させていただきます。387ページをお願いいたします。歳出、第1款養護老人ホーム費、第1項愛生苑費、第1目管理運営費の278,034千円は、愛生苑の職員の人件費及び管理運営費であります。第2節給料54,934千円、第3節職員手等30,752千円は、職員13人分の給料及び職員手当でございます。第4節共済費17,862千円は、職員13人分、嘱託職員4人分、臨時職員2人分の共済費でございます。第7節賃金15,779千円は、嘱託職員4人分、臨時職員2人分の賃金でございます。388ページをお願いいたします。第11節需用費のうち賄材料費36,198千円は、入院されている方を除く100名分の食材費でございます。第13節委託料34,761千円は、調理業務をはじめ10業務の業務委託料でございます。389ページをお願いいたします。第15節工事請負費36,900千円は、入所者の居室の冷房設備新設工事及び各所補修工事でございます。第19節負担金補助及び交付金のうち退職手当組合負担金11,983千円は、職員13人分の退職手当組合負担金でございます。第20節扶助費6,718千円は、入院している方への日用品費や無年金者などに対する扶助費でございます。

歳入の主な項目のみ説明させていただきます。386ページをお願いいたします。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目老人福祉施設措置費負担金90,325千円は、飯塚市外から

の入所者見込み、52人に対する措置費でございます。第3款繰入金、第1項一般会計繰入金第1目一般会計繰入金188,527千円は、飯塚市内からの入所者見込み、53人に対する措置費90,155千円及び超過負担分であります、一般会計からの財政支援分9万8372千円でございます。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

386ページ一番上の四角の中の数字なんですけど、本年度分で9,032万5千円、これが計になったらそのとおりになってるんですけど、前年度の方が1億1,754万円が合計のところでは1億9,900万円と数字が違うんですね。そしてこの一番最後の比較のところも当然数字が違ってきてますが、これはどういうことなのか説明してもらえますか。

○ 高齢者支援課長

歳入の老人福祉施設措置費負担金でございます。昨年度の予算につきましては市外からの措置費これは愛生苑分と白川荘分がございまして、愛生苑分につきましては43人分で7,298万4千円、白川荘分が4,455万6千円ございました。そのほかに養護老人ホーム運営費負担金、これは広域圏からの超過分の負担金でございます。これが8,212万1千円ございまして、前年度のトータルが1億9,966万1千円となります。本年度につきましては、本年度から飯塚市の運営になっています、また白川荘は廃園になっていますので愛生苑の市外分の52人分の9,032万5千円のみと今年の予算ではなっています。

○ 楡井委員

そういう会計の処理の仕方が私よく分からないんですが、素人が見た場合、この3つの欄の上下の欄をみたら合わないもんでね。今内容を聞きますと広域連合の負担分の減とかですね、白川荘の分がなくなったからということで差が出ているという説明だったと思うんですが、それならそれで前年度分をちゃんと記入するか説明の欄にそういうことを書いてもらっとかないと分からないんじゃないかと思うんですよ。私のなんというか会計処理の不明な分です。そういう疑問を持ちましたので、そういう措置はできないんですかね。

○ 高齢者支援課長

これにつきましては私のほうからどうしますというような・・予算書の作り方になってきますのでお答えできませんので。

○ 楡井委員

それについては後ほどきちんとできる人からお聞きしたいというふうに思います。

それです。今度は389ページの工事費なんですけど、既に4月の時でしたか専決処分で計上されていた分だと思うんです。それで既に実行されてるんじゃないかと思うんですが、されてるとすれば落札の経過とか状況を教えていただければ報告してください。

○ 高齢者支援課長

愛生苑のクレーンの設置工事につきましてですが、工期は7月末まで、来月の中旬頃には試運転できるようになるのではないかと思います。それと入札の状況ですけど、契約課に確認しましたが、まず機械設置工事費の契約予定価格は税抜きで1,815万4千円、落札額1,720万円、率にして94.74%、状況につきましては入札参加業者は14社、落札業者は筑豊アローサということになっています。それと電気設備工事につきましては、契約予定価格が1,198万1千円、落札額は1,159万円、落札率96.74%、15社入札に参加し、落札業者は福田電機商会ということでした。

○ 楡井委員

この各居室の冷房がいままで付いてなかったということで言えば、これも4月の段階でびっ

くり仰天という話をしたことあるんですが、これが7月の中旬からしか稼動しないというのが今説明があったと思いますがそれでいいですか。

○ 高齢者支援課長

中旬頃に試運転ができると聞いています。

○ 楡井委員

試運転、問題ないでしょうから7月中旬からしかこの冷房の部屋で入居者が生活できないという状況です。6月もすぐに終わります。7月も入って梅雨でじめじめしているという状況の中では依然として暮らさなきゃならない。以前と同じような生活をしていかなきゃいけない。7月中旬からやっとなんかということになるわけですね、そのことだけ確認しておきたいと思います。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

最後のところで確認しましたように、長い間この施設ができてから正確にどのくらいかわかりませんが、長い間クーラーもつけずに生活をしてこられた入居者の方々は大変ご苦労があったんじゃないかと思います。それが来年春に柏穂会でしたか、ここに譲るとなったとたんにクーラーをつけるというような状況はいかがなものかということで4月の専決処分するときも反対をいたしました。そういう意味では実際試運転が7月中旬ということひょっとすればこの試運転でうまくいかなければこの夏使えないかも知れないという可能性も含んだ工事になっています。そういう意味ではこの予算のほんの一部ではなりますけど反対の意思表示をさせていただきたいと思います。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(他に討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第70号 平成19年度飯塚市養護老人ホーム運営事業特別会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 賛成多数 )

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 14:20

再開 14:30

委員会を再開いたします。

次に、「議案第74号 平成19年度飯塚市立穎田病院事業会計予算」を議題といたします。執行部に説明を求めます。

○ 病院局事務長補佐

議案第74号 平成19年度飯塚市立穎田病院事業会計予算について補足説明致します。別冊になっております飯塚市病院事業会計予算書(飯塚市立穎田病院)をお願い致します。

本予算では、経常的な収支のみ計上しており、投資的経費は計上しておりません。1ページをお願い致します。第2条の業務予定量の患者数は、年間入院患者数24,500人、年間外来患者数50,000人を予定量として計上しております。第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款第1項の医業収益8億4千2百82万6千円と第2項医業外収益6

千八百一十四万九千円の合計で病院事業収益として九億一千九十七万五千円を、また支出の第一款第一項の医業費用九億八千五百六十五千円と、第二款医業外費用二百一十二万六千円の合計で病院事業費用として九億一千六百九十一千円を計上しております。第四条の一時借入金の限度額は、四億円と定めております。二ページをお願い致します。第五条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきまして、職員給与費は四億七千二百六十一万七千円を、交際費は六十万円を計上しております。第六条の他会計からの補助金は、一億六千七百七千円を計上しております。以下三ページから一八ページにつきましては、予算実施計画、予算資金計画、給与費明細書、平成一九年度の予定貸借対照表、平成一八年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書となっております。

一九ページをお願い致します。予算の明細書でございます。収入について、医業収益としまして入院収益は、四億一千六百万円、外来収益は三億七千五百万円、その他医業収益は主なものとしまして他会計負担金三千八百四十八万三千円を計上しております。二〇ページをお願い致します。医業外収益の主なものとしまして、二一ページの負担金交付金の六千一十四万四千円を計上しております。二二ページをお願い致します。支出について、医業費用の主なものとしまして、医師・看護師等の手当を含めた給与費は、四億七千二百六十一万七千円、二四ページをお願い致します、材料費の主なものとしまして薬品費一億八千五百四十三万円、二五ページの診療材料費二千三百七十三万円を計上しております。また、経費は主なものとしまして、光熱水費二千五百一十四万円、二六ページをお願い致します、修繕費四百三十万円、賃借料八百三十七万九千円、委託料一億三千二百五十五千円、二八ページをお願い致します、手数料二百六十万六千円を計上しております。二九ページをお願い致します。医業外費用の主なものとしましては、一時借入金の支払利息として二百一十二万四千円を計上しております。以上で予算書の説明を終わります。

続きまして、本日、別に配布しております予算資料の説明を行います。一ページをお願い致します。一の表は収益的収入及び支出の当初予算額年度別の表となっておりますが、本年度は収益的収入が前年度比96.54%、収益的支出が前年度比96.69%となっております。二の表は資本的収入及び支出予算額の表となっておりますが、本年度はございません。二ページをお願い致します。三の表は業務予定量として患者数の年度別比較表、四の表は一般会計補助金の年度別比較表となっております。以上で補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 江口委員

この穎田病院について、医療機器の購入を先般されました。その専決の分が上がってきた際に、なぜこの時期に買うのかというお話を差し上げたときに、もうこれを入れてお客様を増やしたいというお話がございました。今回業務予定量、予算資料として出てきているのを見ると、平成一八年から平成一九年に向けて、入院患者の方については五〇〇名の増があるわけですが、外来患者については増はございません。もともとこの程度の業務予定の変更、増を見込んでの機器購入であったのでしょうか。

○ 病院局事務長補佐

入院患者数、外来患者数につきましては暫定予算に基づいて算定しておりますが、機械の購入につきまして当然患者数はたくさん増えていただきたいんですが、それによって今回患者数をそのように増やしたというふうな、直接それがそうとはございません。

○ 江口委員

しっかりと考えてやっていただかなくては困るわけです。あの機械の価格もある程度したわけですよ。そして飯塚市立穎田病院として使う期間はわずか一年弱ですよ。その期間にど

うしても入れるというのであればこの前の段階で本来はキッチンと需要の増、見込める形でなくてはならなかった。そしてまた今回出てきたらそれは含んでないという。やっぱり甘すぎると思うんですよ。そのことは真摯に反省していただきたいと思います。

そのことは病院、この予算編成を許した方々もキッチンと考えてやっていただきたいと思うわけです。病院の方からこうやって上がってくるけれど、本当にこれでいいのかどうか。もちろんそれは本当は機器を入れるときの話ですけれど、それもちょうとやっていただきたい。こんなはずさんなことをしているとお金いくらあっても足りないんです。上がるだろう。お客様来るだろう。民間ではとても許されないことです。ぜひその点をしっかりと忘れずにやっていただきたいと思います。

事業会計の中で、医薬品の購入がございます。そのところで、今ジェネリック医薬品ってございますですね。その使用についてこの颯田病院ではどのようにやるとかいう部分は決まっておりますでしょうか。

○ 病院局事務長補佐

ジェネリック医薬品の使用・採用につきましては、病院の方で薬事審議会というものを設けまして、定期的に医師および薬剤師、それと私ども事務員が入りまして、薬品の導入については検討いたしております。その中で当然うちの方としても現在ジェネリック医薬品は採用しております。

○ 江口委員

単に病院事業会計だけを考えたら、ジェネリック医薬品を使わない方が採算はよくなるのかもしれませんが、トータルの飯塚市として出て行く健康保険とか、そういった部分を考えると十分その点について審査していただいて、またその部分を外にも発信していただきたいと要望いたします。

○ 楡井委員

1 ページにありますように、年間の患者数、入院患者が2万4500人。これは前年比で500人増、今江口さんの方からのご指摘のとおりですね。それから外来5万人というふうに言われております。

それでこの2万4500人、5万人という数字を達成するというところでこの9億1000万円くらいの予算が成り立っているわけですけど、果たしてこの5万人と2万4500人という数字が確保できるのかということについてまずお尋ねしたいと思うんです。17年、18年等の実績も含めてご報告願います。

○ 病院局事務長補佐

今回この予算の数字につきましては、先ほど述べましたように暫定予算に基づいて行っておりますが、まず実績の方ですが、入院患者数、平成17年度が2万1858人、平成18年度が1万7050人、外来患者につきましては、平成17年度、4万2731人、平成18年度が3万4617人となっております。入院患者は平成18年4月、5月は1日平均62名程度いましたが、6月より退院、ほかの病院への転院等で極端に1日平均四十数名というふうには減少しております。平成19年3月は1日平均46人となっております。しかし、本年4月は1日平均50人、5月は54人、6月の見込みでは約58人と毎月4、5名ずつではありますが入院患者は増加傾向にあります。

また外来患者は、薬が長期に渡って出されるというふうなこともありまして、そういう関係もありまして現時点では増加には至っておりません。予算書に計上しておりますこの患者数というのは非常に本年度も厳しいとは理解しておりますが、本年度、医師も替わりました。そして入院患者さんを積極的に受け入れるように、外来患者につきましても先ほど言いました薬の長期投与の患者さんを1カ月出すところを2週間分ずつに分けていただくとかいうふうなこと

を、医師との連携を深めながら患者増の実現に向けて努力してまいりたいと思いますので何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 楡井委員

今の患者さんの推移、今年度の分まで若干ご報告ありましたが、17年、18年の実績で言えば、17年の外来が2万1800人くらいでしたか、それから18年が1万7000人あまり、外来患者に至っては4万2731人、18年が3万4600人というような数字が報告されています。それで今日いただいた資料によりますと、17年の実績に比べて、18年の実績は前年比の84%ですよね。19年度の実績はこの84%のさらに96%というふうに見らななきゃならないんですよ。この数字の書き方で言えば。そうすると先ほどから具体的な数字を聞きました数から見れば、5万人、2万4500人というのはもう絶対に不可能な数ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○ 病院局事務長補佐

先ほども申しましたように、大変厳しい数字とは思いますが、何とか数値目標といいますか、挙げております数字に向かってがんばって行きたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○ 楡井委員

予算ですからね、がんばっていきますとかどうとかというような、決意とかね、そういう感情的なことではだめだと思うんですね。具体的な数字の積み上げで説明しなきゃならないですよ。それで今年度に入って1月に5人ずつ増えたというふうなご報告ですけど、1年間しても60人ですよ。これがずっと同じ比率で増えていったにしても。

入院患者が1万7000人、2万1000人が下がってきてる。そういう状況の中で比率見ても96.56%から84%からそして今度は84%の96%でしょ。これは逆に84%の120%とかいう数字にしなければ5万人台にならないですか。これ全然数字が合わない予算書ですよ、これは。そうでしょ。入院患者、これ金額ですからね、ちょっと分かりませんけど。

入院にしても外来にしても下がってきてるわけですよ。年々下がってきてる。その下がってきた数字にさらに下がった数字を加えてもね。5万人とか2万4000人とかにはならないでしょ。どういう数字の魔術を使えばこの5万人と2万4500人になりますか。キチンと説明をお願いします。

○ 病院局事務長

今質問者の方がご指摘でございます。先ほどから補佐が現状を踏まえた中での実情を訴えておりますが、昨年は医師の確保という大きな問題にぶち当たりまして、どうしようもない時期が確かにございました。そういった中で現在、新しく医師が2人お見えになっております。非常に優秀なお医者さんでございます。そういった中で患者さんが徐々にではございますけれども、増加傾向でございます。そういうふうなことを考えたときに、この目標に向かって何とか残された1年、やっ行ってきたいというふうにご考えております。どうぞご理解をよろしくお願いいたします。

○ 楡井委員

ご理解をしてくれとかどうとか、あなた数字上の問題がキチンと合えばできますよ。しかしこれどう言いますかね。数字が全然、出てきてる数字に整合性がないんですよ。それわからんですか。

ですから、この患者さんが減って行って、それに間に合う収入しかないということであれば、その収入に合わせた支出を考えるべきでしょ。それどうしても支出と収入が合わんで支出の方が多ければね、どっかからお金を借りるとか、一般会計の方から繰り入れてもらうとかいう手

当てをしなければならないわけですよ。しかしその前提となる患者さんの数字が、こうメチャクチャな数字なんですよ、これは。4月の専決処分するときもこれ討論しましたよね。当然今日出してくるということであれば、補正かなんかしなければならないやっつたんじゃないですかね。先ほどの質問とダブって予算の組み方はそれこそならんのだというふうなご指摘もあるかもしれませんが、本来そういうふうにはしなければならない。歳出と収入はそういうことであわせないかと思うですね。これ悪い言葉で言えば粉飾予算ですよ、これ。そういうことにならないですかね。全く架空の数字を積み上げたものにしかない。そういう予算になってるんじゃないかというふうに思いますが、答弁ありますか。

○ 委員長

執行部をお願いします。キチンとした算定根拠を、お願いしますとかじゃなくて出してください。示してください。

暫時休憩します。

休憩 14:50

再開 15:00

委員会を再開いたします。

○ 病院局事務長補佐

申し訳ありませんでした。

平成18年度と平成19年度を比べました場合、患者数は確かに500名ほど入院増えておりますけれども、平成18年度の入院の単価の方が平成19年度は下がって計上しております。一般の方は単価が平成18年が1万9400円、それを19年は1万8000円に、また療養病棟につきましては、1万6000円を平成19年度、1万5500円というふうに単価を下げております。それでその差というものが1560万円。それと他会計からの補助金等が1100万円ほどございます。それらの数字が本年度下がっております。

○ 楡井委員

今何か下がってるという話、去年よりも上がらんとこの予算というのは成り立たんとじゃないんですか。よう俺わからんちゃねー、どうなんですかね。去年よりも収入が下がったらこの予算成り立たんでしょ。どういう計算をして1560万円とかよそからもらうのが1100万円とかありよった。1100万円もらうというならいいんやけど、今下がったと言われたでしょ。下がったんじゃこの予算成り立たんとじゃないでしょうか。どうでしょう。

○ 病院局事務長補佐

支出につきましても、1の表で見ていただきますと、収益的支出の欄ですが、平成18年度、9億4188万1000円から平成19年度の方は9億1069万1000円と支出の方も下がっております。

○ 楡井委員

だから、18年と19年と比べて、18年は17年よりも下がった入院患者さん、外来患者さんの数で9億4188万1000円という数字が出てきてるわけですよ。

あなたたちは5万人と2万4500人を確保するというふうに提起してるのにね、今言われたような計算では5万人と2万4500人の確保ができないんじゃないかと、できるということであればその数的根拠を示してくれと、こういうふうに言ってるわけですよ。ですから前の年に確保した外来患者さん、入院患者さんの96%、まあ単価の計算がどうとあって言われましたから若干それが違うのかもしれませんが、前年度18年度の患者さんを100とした場合、この96%というわけです。17年度の84%、87%という数字でしょ、収支。その96%ということですから、だんだんだんだん下がっていく数字が示されているにもかかわらず、その予算書は、患者さんの数は多い数字が示されているということになると思うんです。

よ。この数字をそのまま私自分で見れば。皆さんそう思うんじゃないかと思うんですけど。そう見られていないという、そういうふうな見方でないよというならそれを示していただきたいというふうに言ってる訳ですよ。

ですからね、本当にそういう意味ではこの予算書というのは出てくる資料出てくる資料が全部今まで見せてくれた、4月のときでもそうやったと思うんですけども、本当にこれ成り立たないですよ、この予算書は。

ならもう1つ別の面から指摘させていただきませうかね。18年度予算の、18年度見込決算でしょうけど、人件費はこの収入のうちの何%を占めてますか。それからこの19年度の人件費の占める割合、これ言ってください。

○ 病院局事務長補佐

平成18年度につきましては、85.27%。平成19年度につきましては56.07%となっております。

○ 楡井委員

この85%と56%、これ金額に直したらどのくらい差がありますか。

○ 病院局事務長補佐

約1億300万円ほどになります。

○ 楡井委員

また、先ほどいただいた表に戻りますけどね、9億4188万1000円の中にこのうちの85%が人件費なんですよ。あと15%しか他に使えてないという理屈になるわけですよ。この9億1000万円、今年度の支出と、この半分、56%、半分以上が人件費とこういうことになるわけですね。ですからこの人件費が80%も70%も、それから50%超えるような収支といいますか、こういう予算というのはなかなか大変だと思うんですよ。現実そうなんだからしょうがないといわれればそうかもしれませんけどね。ここに合わせるために5万人、2万4500人というのを持ってきてるんじゃないかと。そういうふうに見られるわけですよ。だから結局その歳出を他のところに求めようがないもので、収入のところ、私流に使わせてもらえば粉飾をね、持ち込んでくるんじゃないかと。こういうことからしてもこの予算書はやっぱり成り立たない予算書になっとるんじゃないかと、いうふうに思うわけですがいかがでしょうか。

○ 病院局事務長補佐

また先ほどと同じような答弁になりますけども、何とか目標に向かってがんばって行きたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 楡井委員

確かにこれは国の医療制度改悪といいますかね、これによって診療報酬（ちょっと聞きようですか、まあ縄田部長は直接聞かんでもいいかも知らんけど、こっちの部長やら答弁する人はちゃんと聞いてもらっちゃかないかん）診療報酬の引き下げによって確かに病院経営というのはなかなか大変だということはずっと以前の討論で私も発言しております。そういうことから全てじゃないと思いますけど、先ほどからはいいお医者さんが来てくれてというふうな喜びの声もありました。それから月々5人ずつくらい増えてきているというお話も聞きました。にもかかわらず江口委員の方からの質問に対しては4400万円も使った新しい機械の効果がまだほとんど表れていないという答弁でもあります。何のためにこうなったのかというふうにも思いますけども、この機械を購入する際、一般会計の方から2200万円のお金を繰り入れてもらってますね。こういうことが2200万円じゃ、1億300万円も差があるから大変かもしれませんけど、こういう措置がとれないんだろうかと。こういう措置をとってこの予算書の整合性を合わせるような方法が取れなかったんかなというふうに思うわけですね。そういうこ

とは全然頭の中にない。もう財政当局の方からだめよとってポンと言われてるもんでそっちの方に考えを向ける余裕がないということかもしれませんけれども、一般会計なり、そういうところからの繰り入れというようなことは全然考えられないのですかね。

○ 病院局事務長

この穎田病院の特別会計と申しますのは、公営企業で申しますと独立採算制ということが基本でございます。そういった中でこの当初予算ということは何とか自力でということで、編成をいたしておる次第でございます。ただこの穎田病院の会計につきましては、先ほどの人件費ではございませんけれども、かなりの弾力性を失っておるのが実情でございます。そういった中で、一般会計からというお話でございますが、一般会計からというお話を最初に持ち出しますとまた財政当局の方に状況につきましては報告しておりますが、具体的にどうだという話、協議は済んでおりません。今後、今年度で一応事業、終息を迎えますが、今後の協議・検討していくことになろうかと、そういうふうに考えております。

○ 楡井委員

ついでにお聞きしておきましょうね。

予算書の5ページ見てください。病院事業収益というのがありまして、去年に比べて2億3800万円増収ということになっておりますよね。これもそういう意味ではさっきの数からいえば全くの架空でしょ。それからこっちの数字はよく見きらんとですけど、18ページ、損益計算書というのがありまして一番最後の数字、4億2432万580円と、これは赤字でしょ、赤字額ですよ。そうすると先ほど示した2億8300万円という架空の数字とこれに加わって7億円の赤字ということは本年度末、考えられるんじゃないですか。いかがでしょうかね。

○ 病院局事務長

この損益計算書でございます。この中の当年度の未処分利益欠損金というのが平成18年度決算の見込みということで、4億2432万580円を計上させてもらってますが、今ご質問の、3億円とこの4億円を足して7億円くらいじゃないかというふうなお話でございますが、この複式簿記の世界におきましては、台帳上で動く数字もございまして。そういった意味で私、最終的な計算はしておりませんが、台帳上の数字も関わってまいりますので、一概に合計の7億円ということではないのではないかとこのように感じておるところでございます。

○ 楡井委員

先ほど言いましたように、私もこの複式簿記とか貸借対照表とかというのは全くの門外漢でありまして、この4億2400万円というのは赤字だということにははっきり、間違いないんですね。赤字ですね。はい、これももう赤字と。それが先ほど言いましたように2億3800万円がストレートに出せるかということについては、必ずしもそうではないというふうなことは一応理解します。

それで結局、今までいくつかの側面から質疑・指摘してきましたように、この予算というのは全く数字上の整合性もないようなものになってるとことは再三指摘しておきたいと思えますし、それから4月の決算のときから全然そういう意味での検討の内容が見れないということについても、併せて指摘しておきたいというふうに思います。

で、かなり大きなこの累積赤字を新しい市に、といいますか新飯塚市に引き継ぐということになれば、このことはまた新たな市民の負担ということになってくるわけですね。非常に困る状況が続いているわけですよ。それを、そういうことを考えながら、この粉飾的な予算書を審議せないかんとすることは大変我々もつらいです。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

ちょっと順番間違えて先に言いました。

先ほども言いましたような内容で一応この場では討論は終わるときはありますが、本会議の中でキチッとかわせていただきます。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第74号 平成19年度飯塚市立穎田病院事業会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 挙手 賛成多数 )

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第75号 平成19年度飯塚市立病院事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

議案第75号、平成19年度飯塚市立病院事業会計予算について補足説明をいたします。別冊となっております予算書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。第2条の業務の予定量としまして、建設改良事業 独立行政法人 労働者健康福祉機構所有の筑豊労災病院購入事業でございます。財産購入価格の決定ではございませんが、労働者健康福祉機構との減額交渉により購入価格の上限を3億円とすることになったものでございます。第3条の資本的収入の予定額は企業債2億2,500万円と他会計からの出資金7,500万円を計上しております。資本的支出としましては、建設改良費3億円を計上しております。内容につきましては予算明細書で、ご説明いたします。4ページをお願いいたします。資本的収入では、財産購入に係ります財源として、病院事業債2億2,500万円と一般会計で借り入れいたします合併特例債分の出資金7,500万円を計上しております。資本的支出では、財産購入費として筑豊労災病院購入費、建物及び医療機器を含めた付帯設備一式で3億円を計上しております。土地につきましては、旧穂波町が無償で提供していただきましたことから無償譲渡となっております。なお、この病院事業債及び合併特例債の借入金に伴う元利償還金は当該年度で元利償還金に対して算入されます交付税分を除き、指定管理者の負担としております。以上、簡単でございますが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

いよいよ市立病院が具体的に購入から始まって動き始めていこうとしておるところですけど、先日の代表質問の中でもお聞きしたこととダブることがあるかもしれません、そういう意味では申し訳ないんですけども、ひとつは主幹などがおられる穂波の対策室の奥に市の職員じゃないような方たちが2、3人常駐されているようなんですけども、これはどういう人たちなんでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

現在、2名の方が穂波庁舎の3階、旧電算室の後方におられます。3月から入っておられますが、その業務としましては、今後平成20年4月から病院開設をいたす中で、市と共同で円滑な事前準備作業がございます。その関係と、4月からのいろいろ、小児科のほうにも十分な医師が入っておりませんので、そういった医師の確保のため、また、今後、先ほど申しま

したように平成20年4月から休診となっております医師の確保をするためにいろいろとそこの中で振興協会の本部とまた、労災病院の医師との連携を保ちながらその準備を進めております。また、飯塚医師会のほうにも地域医療のことについていろいろと意見を聞く必要がありますので、飯塚医師会、また労災病院の関係の方々とも市も含めまして一緒にそういったところのお話をするためにそういった職員が配置されておるところでございます。

○ 楡井委員

そういう人たちが配置されていて、3月から円滑な事前準備というようなことで動いておられるにもかかわらず、4月の所管事務調査のときの私の質問、それから今度の6月の代表者質問、この中でのご答弁で4月の診療状況、現在6月のじん肺の患者さんたち、じん肺のお医者さんがいなくなるという状況について把握されていない状況が生まれているわけですよね。これはどういうことですかね。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

小児科の医師の派遣につきましては何度も報告しておりますが、小児科につきましては全国的な医師が不足している状況がございまして、その関係で常勤の1名がなっていないということもひとつの原因がございまして、まず、先ほどのじん肺につきましては、現在1年間は筑豊労災病院の病院運営ということになっておりますのでそれにつきましては労災病院、また、労働者健康福祉機構のほうで十分そういうところを専門医師の確保をしていきたいということで現在九大のほうにお願いを続けておられるところでございます。

○ 楡井委員

私がお聞きしたいのは、そういう3月から円滑な事前準備をするということであなたたちとよく相談をしながらやっている、というふうにいわれているわけですね。ところが、4月の時点では、泌尿器科のお医者さんの状況もご存じなかった。そんな風なことを含めて、よく診療状況を掴んでいなかったというのはあなたたちは反省されたわけですよね。それから6月の時点になって、6月30日をもって呼吸器科のじん肺専門に見ておられた先生が退職するということが6月3日に縄田部長は知っておられた。聞かれましたからね、会場で。ところがそのあと私とあなたがお話しするときにはあなたはそれを知らなかった、という状況があるでしょう。そういう知らない状況が市の担当者が知らない状況が続いている中で円滑な事前の準備ということができるのですか。

○ 企画調整部長

私代表質問の中でもご答弁申し上げましたように、いま質問者が言われます耳鼻咽喉科、泌尿器科、先生方が辞任になったということにつきましては、市と労災病院との連絡不足の中で、知り得ませんでしたことに対しましては深くお詫び申し上げます。しかしながら、じん肺の先生が6月末をもって退職なさいますということにつきましては私のほうも十分に承知いたしておりましたので、いま担当主幹のほうからご答弁申し上げましたように、筑豊労災病院の方で各常勤のじん肺専門の医師の確保に向けまして一所懸命がんばっているところでございます。あわせて、市のほうも地域医療振興協会のほうにお願いしまして、このじん肺の先生のことといたしますか、そこらあたりをしっかりと探してくださいというようなお願いは今現在いたしておるところでございます。

○ 楡井委員

予算の数字のことからちょっと外れる形になっておって大変申し訳ないんですけども、やはり病院をスタートさせていくということから質問をもう少し続けさせていただきたいんですが、お医者さんを確保するという立場で働いておられると思うんですけども、協会のほうから来ておられる方たちの仕事状況とか言うのも教えていただきたいと思います。それから一番心配していたじん肺の患者さんたちへの継続的な治療が6月末をもってできなくなるという可

能性が大きいと思うんですよね。それで、代表質問のときのご答弁の中には毎週火曜日、午後から20人から30人程度の診療が可能だと、非常勤ですね、というような答弁があったように思います。はたしてそういう状況で、答弁された縄田部長はじん肺患者さんの状況というのを知っておられるのだろうか、と思うんですよ。患者さんたちは発作がいつ起きるかわからない、時を選ばないわけですね。そうなったときにすぐ駆けつけるという状況、また、往診してもらおうという状況がなければ命に関わる問題、そういう切迫した患者さんたちなんですよ。もう高齢でもありますしね。そういうことで九大や産医大に働きかけているとのことでした、ちゅう答弁なんですね。そういう意味では、対策室なり担当部長として、九大なり産医大に足を運んでいないのだろうか、という疑問がわくんですが、実際主幹たちや協会のほうから派遣されてきておる二人の人たちと一緒に足を運んだということはあるんですか。

○ 企画調整部長

じん肺の先生が6月いっぱいでご退職なさるということはこのごろ聞いたばかりでございますので、市としては直接に九大なり産業医科大学にお願いにいった経緯はございません。しかしながら、この小児科医につきましては市長をはじめとしまして副市長、それから私ども九大、大学病院に行きましてこの小児科の先生の常勤、さらには週に1回でございますけど、週に2回、3回、4回というふうなことでのお願いは参っております。じん肺の先生につきましても地域医療振興協会にはお願いはしているものの、市も今から九大なり産業医科大学に行きましてぜひ常勤の先生お願いします、という格好に向けて努力していきたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

努力は努力としてですね、私も否定するものではありません。一番最後の質問で足を運んで具体的に言うておるといふことはない、という答弁なんでね、こういうことではいかがなものかというふうに思うわけでありまして。今後とも地域の、安心してかかれるような病院になるような方向をつくりあげてもらいたい。それで市長の代表質問でのメッセージの披露というようなこともありました。これもついでに正確には文章としておこしていただいて、市民の皆さん方にお知らせするというようなことにもしていきたいというふうに思います。とりあえずこの項の質問は以上です。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

( 他に質疑なし )

○ 委員長

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

この労災病院特別会計といいますか、事業会計、このことについて反対討論を述べさせていただきます。経営体制の移行期ということではなかなかみなさん大変苦勞をされているということは十分わかります。そういう十分理解したという上に立っての討論でありますので、従来の診療体制、それから診療の内容、これをきちんと維持する充実するというのは大変な仕事だということはよく理解もできるわけです。しかし、あなたたちが指定管理者制度導入の際、この移行期にも指定管理者となる地域医療振興協会からきちんと医師を招いて、そして地域と患者さんに不安を与えないということ約束してきたわけですね。にもかかわらずそれができていない。年度当初の診療体制、内容の後退、これがまったく掌握しておられませんでした。年度末だとか年度当初は当然人が動くわけですね。ですから、そこで働いているお医者さんたちの動きも当然何らかの形である、ということで予測できるわけです。それを予測していたのかど

うかわかりませんが、そのことについては放置をしていたと、これは無責任すぎるんじゃないかというふうに思うんです。小児科のお医者さんのことを再々口にされます。確かに現在週に1ぺん見えておられる小児科のお医者さんには大変気の毒であります。前日夜東京からこちらのほうへ来て、翌日の夕方帰っていかれるということでは、大変ご本人にも気の毒でありますけれども、もっと気の毒なのはやはり子を持つ親ではないかと、また、子どもさんそのものではないか、不安の極みであるというふうに思います。じん肺患者さんの皆さんの不安を解消、ということで、これまでも何回も討議をしてきました。そして、心配ないというふうな答弁もいただいていたわけですが、その不安が今月末でやってくるということで不安が的中した、ということになっています。6月3日、労災病院を守る会の総会の場で6月の末をもって長年じん肺患者さんと接してこられたお医者さんが退職するというふうになったわけがあります。そのことに関して、企画調整部長は、患者さんの生の意見を聞いたと思います。しかし、その数日か一週間たちましたかわかりませんが、直属の部下であります主幹はそのことを知らなかった、こういうことでは4月の所管事務調査の時点のときといい、6月の時点のことといい、あまりにも無神経じゃないかというふうに思うんです。これはやはり、国の責任をはっきりさせている、それから人も出す、金も出すという姿勢を貫かなければこういうことになるんじゃないかと思うわけであります。市長は6月3日、公務ということでありましたけれど、如何な公務とはいえ、13万5千の市民の命と安全をきちんと守っていかないか責任者として、この公務ということでの出席はできなかったことについては遺憾だというふうに思います。そういう意味では今後もこの問題についてはしっかり注意をしながら、注視をしていきたいというふうに思いますので、今後ともがんばっていききたいと思います。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

( な し )

○ 委員長

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第70号 平成19年度飯塚市立病院事業会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手を願います。

( 挙手 賛成多数 )

○ 委員長

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第80号 飯塚市特別養護老人ホーム運営基金条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 高齢者支援課長

議案80号 飯塚市特別養護老人ホーム運営基金条例について補足説明をいたします。議案書17ページをお願いいたします。特別養護老人ホーム桜の園につきましては、飯塚市長尾において平成17年5月に開設され現在指定管理者である社協が運営いたしています。桜の園の運営に伴い生じる余剰金に付きましては円滑な運営および将来における施設の整備等を図ることを目的として基金を設置し、積み立てようとするものです。積立につきましては第2条におきまして予算に定める額および基金の運用により生じる額といたしています。処分につきましては桜の園の運営費、施設整備費等の財源に充てるときに限り、その全部または一部を処分することができる旨規定いたしております。以上で補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

これは先ほど予算書の中でも討議をしてきました。ああいう内容ですからね、この桜の園で基金ができるという状況については、黒字ができるということはおかしいんじゃないかというふうに思いますしですね。それを基金に積み立てるということについては納得しかねる点があると思います。市民への負担が次々に重なっていく、当然桜の園に入居されてる方たちにもその影響が出てくるんじゃないかと、出てるんじゃないかというふうにも思われますので、その点少しつめた調査もしなければならぬと思いますので、この基金条例を創設することについては態度保留ということにさせてもらいたいと思います。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

( 他に討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第80号 飯塚市特別養護老人ホーム運営基金条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 賛成多数 )

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第81号 飯塚市教育研究所条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 学校教育課長

議案書の19ページをお開きください。議案第81号「飯塚市教育研究所条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。提案理由といたしましては、飯塚市教育研究所の位置を変更するため、本案を提案するものでございます。飯塚市教育研究所条例に基づき、教育の推進に資することを目的に、現在、飯塚市立第一中学校敷地内に飯塚教育研究所を設置しています。しかしながら、昨年度の合併に伴い、教育委員会が旧飯塚市役所第2別館から穂波庁舎に移転したことにより、教育研究所と教育委員会の事務的な連携等が十分図れず、施設の老朽化等もあるため、本来の業務に支障をきたしている状況です。このような状況の改善を図るため、議案書の21ページに記載していますように、飯塚教育研究所の位置を「飯塚市新立岩16番18号」から穂波庁舎があります「飯塚市忠隈523番地」に変更するためのものでございます。尚、本議会の議決を得た後は、平成19年8月1日から施行させていただきたいと考えております。よろしくご審議の程お願い致します。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第81号 飯塚市教育研究所条例の一部を改正する条例」について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第82号 飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 学校教育課長

議案書の22ページをお開きください。議案第82号「飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。提案理由といたしましては、飯塚市適応指導教室の位置を変更するため、本案を提出するものでございます。飯塚市適応指導教室条例に基づき、登校拒否又は不登校の児童生徒の自立を促し、もって、学校生活及び社会生活への適応指導を行うため、飯塚市西町2番59号に適応指導教室を設置し、昨年度は7名の中学生が入級し、勉学に勤しみました。この適応指導教室は、昭和30年代に、旧飯塚法務局として建築されたものを、旧飯塚市が平成5年に譲り受けたものですが、老朽化が非常に進んでおり、昨年9月には入り口付近の天井が崩落し、緊急に修繕を行なったところです。風雨の強いときには、雨漏り等も数箇所発生しており、使用できない部屋もあります。その上、トイレは男女共用の旧式トイレであるため、思春期を迎えた子ども達が、日々を過ごすには非常に厳しい環境になっています。また、子ども達の保護者や在校生の先生等が車で来られたときなどは、駐車スペースが2台分しかなく複数の来客があったときには、関係者に迷惑をかけるといった状況がございます。このような状況を改善するためには、適応指導教室の全面改修・駐車場の確保若しくは全面移転という手段が考えられますが、適当な市有の建物があれば、その費用効果も考慮し、全面移転することが妥当であると考えます。つきましては、議案書の24ページの飯塚市適応指導教室条例新旧対照表にありますように、適応指導教室の位置を飯塚市西町2番59号から飯塚市忠隈523番地に変更せるためのものでございます。尚、本議会の議決を得た後は、平成19年8月1日から施行させていただきたいと考えております。よろしくご審議の程お願い致します。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 田中博文委員

これは西町のほうから穂波庁舎の方に老朽化とともに移るということですが、穂波庁舎のどこに移るのでしょうか。

○ 学校教育課長

穂波庁舎の別館になります、西館というところがございます。そちらのほうに移転するようになっています。

○ 田中博文委員

この適応指導教室、いわれるようにここに通ってくる生徒たち児童たちというのは不登校その他いろんな要件があって学校に行けないというところで、西町の今の場所で開設されたんですが、当時、これを作ったときになんでそこにもっていったのかというと、いろんな意味でそういう子ども達が場所的にそう外部と顔を合わせることもなく自然に入っていけるということで西町のところに、建物を設置した経緯もございます、今回それを7名ですか、何人通われるか分かりませんが、本来そういった生徒児童たちが今度移る穂波庁舎西館のほうでそういったことがしっかり守られてやれるかどうか、そここのところをおたずねします。

○ 学校教育課長

現在、平成19年4月より6名の中学生が通っています。一番に危惧したのはやはり不登校が主な生徒ですので、非常に人目を忍ぶといえますか、気にするんですよね、それでいろんな場所を想定したときに西館ですと入り口が別になっていますし、中学校とも場所が近い、教育委員会や保護者の駐車、それから学校の先生等も非常に駐車等のスペースもありますので来やすい状況があるということで決定をさせていただきました。

○ 田中博文委員

そここのところを十分に配慮していただきながらやっていただきたいと思います。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

( 他に質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第82号 飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例」について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第83号 飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 文化課長

「議案第83号 飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例について」補足説明をさせていただきます。議案書25頁をお願いいたします。本条例の提案理由でございますが、飯塚市文化会館の管理について、指定管理者に施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させるため、本案を提出するものでございます。当文化会館は、平成18年4月から平成20年3月までの2年間、財団法人教育文化振興事業団に指定管理者として委託しておりましたが、平成20年4月からの指定管理者を選考するに当たっては、利用料金制度を導入し、公募により募集しようとするものです。改正内容については、新旧対照表でご説明いたします。27頁をお願いいたします。右が旧、左が新でございます。新のほうで説明いたします。利用料金について定めております第13条では、4項にわけ、第1項では使用料を利用料金に改め、利用者が指定管理者に支払うよう定めたものでございます。第2項では、利用料金を、別表で定める額及び規則で定める附属設備や冷暖房設備の利用料金についてもその範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めることができるよう定めたものです。第3項では、利用料金の納付について定めたもので、第4項では、利用料金を指定管理者の収入として収受させることを定めたものでございます。第14条では、指定管理者は市長が定める基準に従い利用料金を減免することができるように定めたものでございます。第15条は、使用料を利用料金に改め、市長を指定管理者に改めたものでございます。27頁下段から29頁の別表及び備考につきましても、使用料を利用料金に改めたものでございます。附則ではこの条例の施行は公布の日からと定め、改正後の条例の適用は平成20年4月1日からといたしております。なお、地下駐車場については、飯塚市営駐車場条例で地下駐車場を含む4箇所の駐車場の管理運営等が規定されていることから、他の駐車場との整合性を図る必要があること、隣接する立体駐車場が利用料金制度を導入せず指定管理者に委託されていることから、当該駐車場に利用料金制度を導入した場合、駐車料金や出庫時間などのサービスに違いが生じ、利用者に混乱を招くおそれがあります。よって、文化会館の附属施設として指定管理者に委託するものの、利用料金制度は導入しないものいたします。以上、簡単ではありますが説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 江口委員

利用料金制の採用については、確かに文化会館は、相応する施設だと思っております。数点質問をさせて下さい。この利用料金は、今度上限を定めてその下では自由にやっていいですよというような形になる訳ですよ。まず、そこからお願いいたします。

○ 文化課長

利用料金制度につきましては、今、質問者が言われたとおりのことでいきたいというふうに考えております。

○ 江口委員

是非ですね、そういったところで民間の集客ノウハウとかを活かしてやっていただきたいんですが、ただですね、ちょっと考えていただきたいのが、この場合でもですね、市長の承認が必要なんです。上限を決めているのであれば、その下に関しては、承認を不要というような形も考えられると思っております。その点をまた、時間等もあると思いますので、また次に改正するというチャンスがありましたら、検討をしていただきたいと思っております。次にですね、利用料金これ前納なんです。国と地方公共団体だけは、この限りでないとなっています。ところが、通常民間のホールとかを借りた場合は、結構大体後払いというケースがすごく多いんですよ。そういった形がなぜここでとられなかったのかを教えてください。

○ 文化課長

これまでの文化会館の条例の中で、前納につきましては、先ほど質問者が言われましたように定められております。今、この指定管理者の募集要項であるとか、仕様書、こういったものも今案を作っております。そして、これにつきましては今後、指定管理者導入推進委員会というものがございますので、又その中でもあたっていきたいとは思いますが、現時点では、条例といたしましては、このままの条例でさしていただきたいというようなところで、提案させてもらっております。

○ 江口委員

折角、民間の方々に頑張っていただくのに、自由度を狭めるようなことが残っているというのが、非常にどうかなと思っております。さっき、導入委員会という話がありました。導入委員会はあくまで条例の範囲内でしか動けません。導入委員会がいやこれ前納と書いてあるが、そうじゃなくってはいいいよとは言えないですよ。で又、この国又は地方公共団体はこの限りではない。公共はいいけれど、民間は信用しないよというのはですね、公共に対してはある程度便宜を図るけれど、一般の市民の方々に対しては、便宜を図らない。また特に、文化会館となりますと、やはり遠方からの利用の方々もおられると思えます。その時は、やりにくい部分等が出てくると思えますので、是非この点についても検討をお願いいたします。

続いて、14条に減免がございます。減免については、市が政策上必要とかいうふうな形で減免をする訳です。その減免をした場合、その料金を減免した部分の負担は、指定管理者の方にいくのか、市サイドの方にいくのか、こちらはどうなりますでしょうか。

○ 文化課長

減免につきましては、所謂、利用料金制度を入れていく訳ですけれども、その減免した分につきましては、市の方で指定管理料に載せていくと言いますか、それに含んでしていきたいというふうに考えております。

○ 江口委員

とするならば、管理料を決定する時に、おおよそこの位の枠とかですね、例えば、来年度はいくらまでとか、例えば、500万を枠として減免しますよというふうな理解でよろしいですか。

○ 文化課長

そういう形になってくるとは思いますが、当初定める場合におきましては、過去の実績、それから過去の利用状況、そういったものを十分調査したうえで、関係課とも協議しながら決定していきたいと思えます。

○ 江口委員

とするならば、現実の実績が予定を上回った場合は、当然翌年等の管理料とかに算入されると理解してよろしいですか。

○ 文化課長

減免した金額と言いますか、それぞれ単年毎でやっていくことになると思うんですけども、その金額につきましては、その範囲内ということやってまいります。ですから、仮に減免の量が当然、当該年度によってですね、減免する金額は変動すると思います。しかし、その分については、その年その年でしていきたいというふうに、今のところ考えております。

○ 江口委員

とするならば、指定管理者は、市長が定めた基準があっても減免することができるですね。減免しないことも自分達の経営を考えるとあり得るというふうな形ですね。是非その点についても、現実の形となるまでに詳細な検討をお願いいたします。

後1点、この文化会館は公募になるのでしょうか、どうなるのでしょうか。

○ 文化課長

この指定管理者につきましては、公募で選定したいというふうに考えております。

○ 江口委員

もう1点だけ。指定の期間はおよそ何年を目途の考えておられますか。

○ 文化課長

これも先ほど申しました推進委員会の中で最終的には決められると思いますが、今、私の方で考えておりますのは、5年というところで考えております。以上でございます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 楡井委員

4点、5点ぐらい聞きたいと思います。

一つは、コスモスコモンの建設当時ですね、我々はこの建設の意義だとか設置目的だとかいうことについて論議に参加させてもらっておりませんので、まず、コスモスコモンと言いますか、文化会館の設置目的などについて、ご答弁願いたいと思います。

○ 文化課長

お答えします。飯塚市文化会館条例ではですね、市民文化の向上と市民福祉の増進を図るため文化会館を設置するとございます。その方策としましては、地域住民に向けて多様な公演、文化教育普及活動などを提供する。また、住民による自主的な芸術文化活動を支援する。また、芸術文化が常に身近にある豊かな暮らしづくりに貢献する施設の持つ舞台技術、事業運営などのノウハウを地元へ還元して、まず、地域づくりや人材育成に貢献するというのを飯塚市文化会館の目的といたしております。以上です。

○ 楡井委員

このような公の施設をですね、公募という形で指定管理者に運営を任せるといような方向でしようからですね、敢えてご質問をいたしますが、この指定管理者制度を導入する際にですね、総務省の指示があるという話は去年の厚生委員会で検討したことがあると思いますね。これは、忠隈住民センター、それから穂波福祉総合センターですか、これを指定管理者制度に出すときの討論がある訳です。今回、このコスモスコモン、文化会館を指定管理者に公募するという際にですね、総務省の指示に対して、検討されたのかどうかですね、このことについて、答弁願いたいと思います。

○ 文化課長

文化会館の指定管理者制度の導入につきましては、平成18年4月から平成20年3月まで

となっております。したがって、本年度中に公募により指定管理者候補者を選考し、議会の議決を得まして、平成20年4月からは公募により選考された指定管理者に文化会館に管理・運営を委託するというにいたしております。ご質問の総務省からの指示が出されたという指定管理者と地方独立行政法人との比較はいたしておりません。また、公の施設につきましては、できるものから指定管理者に移行するという立場のもと、今回の提案をさせてもらっているところでございます。以上です。

○ 楡井委員

先ほど、去年のですね、住民センターや福祉センターの指定管理者制度移行の時に討議をした際にですね、地方独立行政法人、これと指定管理者、どちらがいいかということについては、検討していないということで、こういうことを検討しなければならぬことを知らなかったちゅうげなことも答弁されていたのではないかと思うんですね。同時に、今後は十分検討しますという答弁だったと思うんですね。既に、会館は18年から指定管理者になってるんですね。新たに、今度は公募するということでありますからですね、新たに公募する際にもですね、検討が必要だったんじゃないかと、いうふうに思うんですが、それをなさらなかった理由はどういうことでしょうか。

○ 文化課長

所謂、地方独立行政法人とそれから指定管理者制度というものにつきましては、自ずとその制度そのものが違ってきております。ですから、既に指定管理者として動いているところに又この地方独立行政法人、新たに出資金を出して新たな法人を設立するというようなことは馴染まないのではなからうかというようなこともございまして、ご指摘された分については、検討いたしておりません。

○ 楡井委員

総務省の指示はですね、検討すべきだ、しなさいという指摘なんですよ。指示なんです。指示です、これはね。それをしていない訳ですよ。で、勝手に指定管理者制度の方がいいという判断です。結果的には、そうなるかもしれませんが、検討もせずにですね、そういう結論を引き出すということについては、いかがなものかというふうに思う訳ですね。それは、キチンと指摘しておきます。それで、以前の時の答弁は、確か縄田部長が答弁されておりますよね。これを今度は十分に注意をするという答弁にも拘わらず、それをしていないと、担当部門が違うからしなかったのかどうか分かりませんが、一言いいですか。

○ 企画調整部長

昨年の厚生委員会の中で、今、楡井議員が言われます地方独立行政法人、この団体についても十分に検討させていただきますというご答弁をさせていただきました。今回の文化会館の指定管理者につきましては、先ほど課長が申し上げましたように、既に指定管理者制度で動いている施設でございます。それを一般公募という形、なお且つ、利用料金制という形をとっておりますので、地方独立行政法人との所謂検討はいたしておりません。そういうことで、ご理解をよろしく願いいたします。

○ 楡井委員

それでは、この会館を運営していくにあたって、指定管理者制度を導入される訳ですが、その指定管理者制度を導入するにあたってのメリットとか、反対側のデメリットとかですね、これを述べて下さい。

○ 文化課長

指定管理者制度というものでございますが、これは公的部門に、所謂地方公共団体の出資法人、或いは公共団体、公的団体に限定されておりました管理委託制度に代わりまして所謂多様化する市民ニーズにより効率的、効果的に対応するため、公の施設の管理に公的部門を含め、NPO

法人や株式会社などの民間部門の能力やノウハウを幅広く活用して、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的といたしております。メリットといたしましては、今の目的でも申し上げましたが、市民サービスの向上と経費の削減が大きなものでございます。市民サービスにつきましても民間の持つ専門知識や経営ノウハウを活かして市民のニーズに適切に対応できること、それから、実施事業につきましても、独創的な企画力を発揮することができる、こういったことが期待できると思われまます。それから、デメリットといたしましては、この文化会館の目的とする文化振興や人材の育成、こういったものができるかと、それから、経費の削減に走り、市民のニーズに合った自主文化事業がバランスよく実施されるかというような懸念が挙げられるかと思われまます。以上です。

○ 楡井委員

最後になるかと思われまますけれども、年間の利用状況、運営費の状況をですね、実際動いている内容について、ご報告願われまます。

○ 文化課長

先ほどから申し上げていまますように、文化会館は平成18年4月から20年3月末までの2年間、事業団が指定管理者として管理運営を行うことになれまます。平成18年度の年間利用でございまます、開館日数は310日、利用件数は1,985件、入場者数219,054人、使用料徴収額34,379,533円となれまます、これは指定管理者が18年度から入れまますので、平成17年度と比較いたしまますと、開館日数は平成17年度は309日で1日多いものとなれまます、利用件数につきまましては2.8%、57件の減少でございまます。利用者数は0.15%、325人の増でございまます。収入は10.3%、3,960,338円減少いたしてございまます。利用率も展示ホールも2.07%上がれまます、大ホールでは1.86%、中ホールで2.34%、リハーサル室で5.89%と下がれまます。以上です。

○ 文化課長

年間の運営費でございまます。文化会館の地下駐車場を含め、指定管理料207,155,000円と入場料収入、それから友の会費などの事業収入、それから雑収入などを併せた240,586,812円で管理運営を行れまます。平成18年度では、文化会館の管理費、これは人件費や事務費等の一般的な経費でございまます、これが73,022,620円、文化会館施設管理費119,719,824円、事業費、これは自主文化事業費でございまます、これが40,587,172円を支出いたしてございまます。以上でございまます。

○ 楡井委員

これは討論になれまますから、質問は終われまます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

○ 委員長

質疑を終結いたしまます。

討論を許しまます。討論はありませんか。

○ 楡井委員

83号 文化会館条例一部改定についてのですね、反対討論をさせたいだまます。

まづあの、総務省の指示に従っていないという点が第1点ですね。これは、市民に負担をドーンとかける時は、間髪を入れず国の言うこと、県の言うことはドンドン聞いて実行するの、逆に市民の為にいいか悪いか検討するということなところは、中々されておられないということについては、市政全体がですね、市民の側を向いていないんじゃないかというふうに思われまます。そういう意味では、市長の姿勢をキチンとしていただかなければならんと、このことに

については、この総務省指示の問題については、昨年9月の住民センターや福祉センターの討議をする時にもキチンと申し上げたはずであります。先ほど部長が答弁されたような姿勢でいくということも言われました。もう一つは、管理者制度の問題についてなんですけどね、これもその時に、指定管理者制度のよくない点といいますかね、これについては、申し上げたとおりです。そのことの大切さがですね、今から示す内容にも示されていると思うんです。メリット、デメリットはいかがなものかというふうにお聞きしました。特にメリットの関係ではですね、市民サービスについては民間の持つ専門知識や経営ノウハウを活かして対応できるということを言われた訳ですね。しかし、デメリットの側についてもですね、それとまったく反対のことを言われている状況があるんですよ。結局、市民のニーズに合った利益に走ってですね、経費の削減に走ってですね、市民のニーズに資することができないんじゃないかと、そういう意味では、今もそうですけども、これから先の5年間ですか、公募で行う指定管理者制度による市民会館の運営についてはですね、大変流動的な状況が生まれているんじゃないかというふうに思います。18年と17年を較べてもですね18年の指定管理者制度で運営された状況はですね、先ほどもご報告があったようにどの点をとってみても、若干ではありますけど、下がっている訳ですよ、マイナス傾向にある訳です。そういう意味では、今後の運動が、運動といいますか注視が非常に大切なところでもありますけれども、この制度に入りますと、議会のですね、チェックが直接かからない。それから、住民監査やらもですね、答える必要がない。こういう制度でありますからね、これは大変遺憾なことだというふうん思うんであります。今一つ問題はですね、これ2億4千万以上の運営費がかかる訳ですね。2億4千万もの大きなお金が動く運営に関してですね、やはり先ほど言いましたように市民のチェックも入らないし、議会のチェックも義務ではない。というような状況になっておりますのでね、この文化会館をですね、今度の公募によって指定管理者制度で運営していくということについてはいかがなものかと思います。以上で、この議案に対する反対討論とさせていただきます。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

( 他に討論なし )

○ 委員長

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第83号 飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙手 賛成多数 )

○ 委員長

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。暫時休憩いたします。

休 憩 16 : 14

再 開 16 : 26

委員会を再開いたします。

次に、「議案第84号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」ならびに「請願第1号 飯塚市立図書館への指定管理者制度導入を再考することの請願」は関連がありますので一括議題としたいと思います。おはかりいたします。議案第84号ならびに請願第1号を一括議題とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本件2件は一括議題とすることに決定いたしました。

議案第84号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」ならびに「請願第1号 飯塚市立図書館への指定管理者制度導入を再考することの請願」を一括議題といたします。

おはかりいたします。請願第1号に関する補足説明を紹介議員からお受けいたします。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって紹介議員から補足説明を受けることに決定いたしました。

紹介議員は紹介議員席にて補足説明をお願いいたします。

○ 江口議員

紹介議員の代表として、本請願の主旨等について説明をさせていただきます。本請願の発端は、指定管理者の導入が議案として出たことを発端として請願を行うことを皆様方でお話をし、スタートさせていただきました。なぜならば、今回の指定管理者の導入というお話が、利用者また図書館を取り巻く様々なボランティアの方々に対しての説明等がなされていない中での導入という議案提出であったからであります。1から8まで様々な私どもの考えている不安等を載せさせていただきました。また、図書館の指定管理者導入については、様々なところで議論がっております。そして、図書館協会をはじめとするいろんな団体が反対の声明を出している、また導入しないことを決めた図書館等がございます。そんなことを考える時に性急な導入はすべきではない。まず、図書館として何をするか、図書館としてどのようなサービスを提供するのかを、先ず考えることが先決だということからスタートしております。併せて、請願の中に文部科学省のこれかたの図書館像というふうなかたちを示させていただいております。この中にも指定管理者を入れた館がある。そしてまたその指定管理者の導入については、様々な形態があるということが書かれております。そして同じように導入をしないことを決めた館があると、いろんなかたちはあるんだけど、先ず最初にやらなければならないのは、これからの図書館というものが、どういったものであるのか、それぞれの地域にとって一番いい図書館は何かを、先ずそれを考えた上で、その望ましい地域の図書館像を踏まえた上で、その至るまでの管理運営方法はどのようなかたちがいいのかを考えるべきだと書いてございます。まさに私どももそのように考えるところであります。よって今回については、2008年度、平成20年度ですね、指定管理者の導入については、いったん取り止めていただいて市民とともに図書館について、本来のあり方を考える作業を始めていただきたい、そのことを請願として提出させていただきました。以上で補足説明を終わります。

○ 委員長

紹介議員の補足説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 田中博文委員

紹介議員にお尋ねします。ここの提出代表者、飯塚市立図書館をみんなで良くする会、これはボランティア団体か市民活動団体なんですか。先ずその点をお尋ねします。

○ 江口議員

この団体につきましては、この条例案が提出されるということを知った上で、急遽みなさまで集まって設立された団体でございます。まだ、団体の活動としても本当に日が浅い、ですから6月4日以降にバタバタ出来て活動された団体であります。併せまして、この請願に合わせて署名の方を議会の方、また市長の、教育長の方にお届けさせていただきました。その数は、6月19日現在で、2,347名の署名をお届けさせていただいております。

○ 田中博文委員

率直に申し上げまして、紹介議員の方で指定管理者制度をすることが駄目と言われてあるのか、再考をしていただければ指定管理者導入でもいいですよということなのか、そのこの確認だけさせていただきます。

○ 江口議員

そこにたいしては、団体の中でも意見が分かれるんです。指定管理者自体がなじまないから絶対反対だと言われる方、またそうではなくてきちんと議論をしようという方がおられました。その中で合意ができてるのは、この請願の名称を飯塚市立図書館への指定管理者制度の導入を再考することの請願でございます。先ずいったん立ち止まって、今回の導入については次年度へ向けた今議会での議論不足のまんまでの導入は止めていただいて、そしてきちんと議論をしていただく、その中で指定管理者について今思っているような問題点が消えていくのであれば、それについても、指定管理者導入についても受け入れる余地があるというふうなところが、請願者の合意でございます。ですので、一番後ろに書いてありますように、私どもも決して現在の図書館のあり方に満足するものではありません云々の中で、先ず、これからの図書館のあり方について、利用者である市民や各種団体との十分な検討がなされない中で今回の指定管理者導入については、是非再考していただきでございます。あくまで、指定管理者に関して絶対反対という立場をとるものではございません。

○ 田中廣文委員

文科省からこれからの図書館像ということで、以下引用とありますが、その前段はなかったですか。

○ 江口議員

そこについては、私は承知をしておりません。

○ 田中廣文委員長

その前段があるわけですね。図書館の管理運営形態については、地方公共団体が直接運営するほか、平成15年9月に導入された指定管理者制度により民間事業者を含めた法人、その他の団体による管理運営が可能となっていると、ここのとこだけ何故抜けられたんでしょうかね。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:41

再 開 16:42

委員会を再開いたします。

○ 江口議員

私はその点については詳しく承知をしておりませんが、そこ後の部分を含めて図書館の管理運営に指定管理者制度を導入する地方公共団体も一部で見られるようになっていると書いてございます。その部分を含めたかたちで記載してあると考えます。

○ 田中廣文委員

それなら一緒に書かれてあっても、おかしくないんじゃないかなというふうに私はとらえます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( 質疑なし )

紹介議員に対する質疑を終結いたします。

議案第84号について執行部の補足説明を求めます。

○ 図書館長

議案第84号「飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」について、補足説明いたします。議案書の30ページをお願いします。本議案は、飯塚市立図書館、飯塚市立図書館筑穂館及び同庄内館の管理を、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることにともない、飯塚市立図書館条例の一部を改正するものです。議案書の34ページをお願いします。改正のおもな内容について、新旧対照表に基づいてご説明いたします。まず、第3条第1項に「但

し書き」を加え、飯塚市立図書館・飯塚市立図書館筑穂館・同庄内館の3館（以下「指定図書館」といいます。）の管理を、指定管理者に行わせることとするものです。また、同条第2項では、指定管理者に行わせる管理の業務を規定いたしております。次に、第5条第1号で、指定図書館の休館日について規定いたしております。指定図書館においては、「国民の祝日」は開館することにしてはいます。また、館内整理日については、指定図書館3館が同じ日に休館しないこととしてはいます。その上、現在、毎年、12月28日と1月4日の両日を館内整理日にしていますが、12月28日は開館することとしてはしております。第6条第1項第1号および第2号で、指定図書館の開館時間について規定いたしております。現在、飯塚市立図書館では、平日のおもな開館時間が午前10時から午後6時までとなっていますが、それを、開館日はすべて、午前9時30分から午後7時までにし、1時間30分の時間延長をすることにいたしております。また、筑穂館と庄内館でも、30分あるいは1時間30分の時間延長をいたします。第8条第1項は、「教育委員会」を「教育委員会及び指定管理者」に改めるものでございます。以上簡単ですが、議案の補足説明を終わらせて頂きます。なお、お手元に資料を3部お配りしていますので、よろしくご審議ください。お願い致します。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 江口委員

審査要望があった点があったと思います。その点について、図書館としてはどのように考えておられるのかをお聞かせください。

○ 図書館長

審査要望については、私はお伺いしておりません。よく分かりません。

○ 委員長

そういう答弁はないんじゃないですか。そういう答弁は控えていただけないでしょうかね。

○ 生涯学習部長

それぞれ議員3名の方から要望、それから質問等が出ておりましたので、それにつきまして私の方からご説明をさせていただきます。先ず1点目の人見議員の内容でございますけど、文化振興財団に委託しておりますのは、図書館だけでなくその他にも歴史資料館、八木山青年の家、陸上競技場等があるという回答をさせていただいております。それについて、今回なぜしなかったのかというようなご質問内容がございましたので、回答させていただきたいと思えます。八木山青年の家につきましては、施設が古くなっておりますので、今後設置されます公の施設のありかた検討委員会、小委員会のほうに検討をおろしていただきたいと思っております。それから歴史資料館につきましては、ご承知のように本年4月から行政として文化課がその中に入居いたしておりますので、この分につきましては現時点では外しております。それから、陸上競技場、スポーツ施設でございますけど、これにつきましてはスポーツ施設他に、ご承知のように30いくつございますので、そういう施設と含めまして検討させていただきたいと思っております。それから道祖議員の文科省の見解についてということでございます。これにつきましては、先ほど田中（田中廣文）委員の方からも触れられましたけども、これは政府の見解と、それから文部科学省の指定管理者導入するにあたっての見解が導入当時から文部省の見解が変わってきて、先ほど田中（田中廣文）委員が言われましたような方向性が打ち出されたというような結果が出ております。それにつきまして若干お時間をいただきたいと、説明をさせていただきたいと思えますので、よろしく願います。先ず、この地方自治法の改正が15年の6月に行われた際に、この時に156回の衆議院総務委員会の記録がございましたので、その分を参考にしてご説明をさせていただきたいと思えます。先ず、一般法、これは地方自治法のことでございますけど、一般法に対しまして個別法、いわゆる今回審議をさせていただいて

おります図書館法のことをございます、一般法に対しまして個別法が優先されることをこの国会の委員会の中で確認をしたうえで、図書館法第17条無料の原則を事例にした質問に対しまして、指定管理者の導入に伴います図書館としての目的、性格が変わるものではございませんということで、図書館法の規定の主旨が引き続き担保できるのではないだろうかという政府の見解に対しまして、その後文部省の見解が2003年12月に日本図書協会への説明となつてされております。それにつきましては、生涯学習分科会の中で、法律上必置が求められております職員、これは図書館長のことをございます。職員について、社会教育法等の規定を踏まえ教育委員会の任命が必要であるとの立場をとってきたと、これに対しまして今後は教育委員会の任命を行わずとも、民間への全面的な管理委託が行えるよう必要な検討、手続を得た上で明確に周知していくというふうな文科省の答弁となっております。その上で、2004年7月26日に同じく日本図書協会への説明を文科省がいたしております。これにつきましては、図書館の管理を指定管理者に行わせる場合で、教育委員会が所管する教育機関に任命の対象となる公務員がいないと、いわゆる先ほど言いました館長のことですが、指定管理者を導入することによって館長が要するに公務員ではないということで公務員がいないと、この場合図書館に館長は置く必要があるが、公務員でない館長は教育委員会が任命する必要はない、指定管理者の適用は先ほど田中（田中廣文）委員がいわれましたように現行の規定により対応可能としたということで、この制度の導入に伴いまして館長業務を含めた全面的な民間委託が可能であるというふうな文科省の見解が出されています。

それから次の永露議員の図書館法第3条につきましてはこれは図書館の方針の部分でございますので、それぞれ1項から8項までまたがっていますので、この後の中で説明をさせていただきたいというふうに考えています。

次に、同じく永露議員の方からだったと思います、地元業者の取り扱いについての件ですが、それにつきましては地場産業への連携、それから人材の雇用について選考基準の中で考えてまいりたいと考えています。

#### ○ 江口委員

道祖議員の部分についてですね、文科省の見解が変わった、確かにその通りなんです。フラフラしながら変わったんですが、それは館長の位置づけについてなんです。館長の位置づけについては変わりました、だけでも文科省がとってる姿勢というのは指定管理者制度で館長も含めて中で指定管理者制度を採用することもありえるよという部分ですよ。だから指定管理者制度をやらないではありません。その中で請願にあるのは指定管理者にすることもありえる、そうじゃないこともありえる、けれども、それを検討する前に本来の図書館のあり方、地域の図書館のあり方を考えるべきだというのがこの請願書で引用してあるところかと思いません。道祖議員もそのことに関して言われたのではないかと思います、どうでしょうか。

#### ○ 生涯学習部長

確かに議員ご指摘のように文科省の中にも十分検討した上で各地方公共団体が自ら判断すると、最後にそのように締めくくってある部分につきましては当然、今、議員が言われる内容だと思います。

#### ○ 江口委員

あともうひとつですね、道祖議員が言われたのはこれからの図書館像の中で謳われているのが図書館のあり方が変わってきたという部分だと思うんですね。情報を出す情報発信という部分での図書館という機能ですね、そういったところがかなり大きくなってきた。今までみたいに漫然と本を貸すのを待ってやってるような図書館ではなくなってきたのではないかと、それも含めて議論していただきたいという形だったかと思うんですがどうですか。

#### ○ 生涯学習部長

ただいま江口委員が言われますように確かに図書館、これからの図書館としては地域の情報発信基地ということでいろんな情報を集約する一拠点だと思っています。そういうことを考えましたときにはやはり今後学校施設、あるいは地域の図書館等を系統的に結びました、そのような取り組みが当然に必要なようになってくると思います。

○ 江口委員

そしてそうやってシステムで結ぶ等を考えていったときにこの指定管理者の導入、それも3館なんです、それが果たして有効に活用できるのかどうか、また連携がうまくとれるのかどうか不安に思っています。その点についてはまた後ほど触れたいと思います。先ず条例の中身についてお聞きいたします。こちらに関して、指定管理者制度を導入して、それを3館に導入するとあります。先ほど後ほどと言われた3条の部分ですね、どこからどこまでの業務を指定管理者にやっていただくのか、その部分、条例の第3条2項に管理業務は次の通りとするとあります、法第3条に掲げる事項の実施に関する事、指定図書館の設備に関する事、3号、前2号に掲げるもののほか指定図書館の運営に関し教育委員会が必要と認めることですね、この3点について詳細に教えてください。

○ 生涯学習部長

業務につきましては図書館法の中に謳ってあります図書館奉仕、第3条に謳ってあります8項目にわたって要するに業務をしていただくと言うふうに考えております。

第2号の指定図書館の設備に関する事につきましては庄内、筑穂館の施設の維持管理を含めたところがございます。それから3号につきましては教育委員会が必要と認める部分ですのでその都度発生をする部分があると思います。

○ 江口委員

今庄内と筑穂と言われましたが、飯塚市立図書館ですね、飯塚にある分ですね、これも指定図書館なんですよ、その設備に関する事はどの部分が入りますか。あと、先ほど必要と認めるものという話がありました。少しは例示をしてください。

○ 生涯学習部長

先ほど2号につきましては庄内と筑穂の施設の維持管理と申しましたけども飯塚につきましては施設がコミュニティーセンターになってますので生涯学習課とそこは現在合議中でございます。

○ 江口委員

合議中である部分がこうやって書いてあるわけですよ、これ整合性が取れないですよ、あくまで以下指定図書館は、飯塚市立図書館も含むのではありませんか。

○ 生涯学習部長

飯塚につきましては生涯学習課が持つようになっています。

○ 委員長

暫時休憩いたします

休 憩 16:54

再 開 17:03

委員会を再開いたします。

○ 生涯学習部長

大変失礼しました、図書館を運営するに当たってのシステム関連の設備、書架、施設の設備等一式その中でもAVシステムそういうものの管理が含まれています。それからあと教育委員会が必要と認めるものと言うことですので、3条の中にだぶるものもございませうけど、学校との連携、あるいは学習支援、それから他団体との連携、それから選書等がこの中に含まれるのではないかと思います。

○ 江口委員

今の2号の解釈ですと施設自体は含まないという考えでいいですか、中にある設備備品ですね、書架とか本とかシステムとかそういった部分に限られるという理解でいいですか。

○ 図書館長

飯塚図書館につきましては図書館はコミュニティセンターの中にありますので、建物そのものにつきましてはコミュニティセンターの予算で執り行っていただいております。

○ 江口委員

ここには指定図書館は飯塚市立図書館、飯塚市立図書館筑穂館、同庄内館、この3館であります、その3館の設備というのは同じ形なんですよ。設備がAV、パソコンであるとか書架であるとかシステムであるとかに限られるのであれば飯塚も筑穂も庄内も同じなんです。施設も含まれるのであればそれは飯塚も庄内も筑穂も同じなんです。どうですか。

○ 図書館長

庄内、筑穂館につきましては単独の図書館システムとして出来ています。それに比べまして飯塚図書館につきましてはコミュニティセンターの中に併設されたという形態でございますので建物、電気代、そういったものにつきましてはコミュニティセンターのほうで見ていただいているということで生涯学習課で見ていただいております。

○ 江口委員

共用の部分に関してはそれでいいんだと思うんですが、共用ではない部分がありますよね、館の中の、図書館の占有のフロアとか、そこには確かに電気はありますよね、そういった部分は含まれる含まれないとなればどうですか、それは庄内も筑穂も必ず同じ基準ではなければいけないですよ。

○ 図書館長

現在の飯塚市の飯塚図書館では含まれておりません。電気代、それからエアコンに使っている電気代等も電灯に関しましても生涯学習課の方で見ていただいております。

○ 江口委員

現状の管理運営に形は分かるんです。ところがこうやって条例に書かれると、建物の専有部分についてはこれは指定管理者に任せるんですよというのかそれとも建物部分は外して書架とかシステムとかそういった部分だけを指定管理者に任せるのよというのか、どちらかしかないわけですか。どちらですか。

○ 生涯学習部長

庄内筑穂館につきましては施設管理を含むものでございます。それから飯塚につきましてはこれは含まないということで、そういう内容については仕様書の中に謳いこんでいきたいと考えております。

○ 江口委員

この点についてはこれ以上の質疑は行いませんが、ここに関しては仕様書の中に謳いこむといてもそれは条例の中で条例の範囲内でしか謳い込めません。となると同じ範囲でしか出来ません、片一方は建物を含む、片一方は建物は含まないという部分はこれは設備と言う言葉に関する解釈の問題でございます。それが出来ないことを指摘して次に移りたいと思います。

法3条に掲げる事項の実施に関することですね、ここ、それこそ図書館とはなんぞやという根源の部分かと思えます。法3条ではどのようなことが謳われているのかご紹介いただけますか。

○ 図書館長

図書館法の第3条では図書館の方針のことが述べられています。それで1号は郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルムの収集にも十分配慮して図書記録を収集し一般公衆

の利用に供すること。2号につきましては図書館資料の分類配列を適切にし、及びその目録を整備すること。3番につきましては図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。4番につきましては4号でございます、他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。5号、分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。6号読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。7号 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。8号、学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。となっています。なお最初に言い忘れましたが、図書館奉仕のために第1項では図書館は図書館奉仕のため土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならないと書いてございます。順序が逆になって申し訳ありませんでした。

○ 江口委員

と言うことは図書館というものはすぐれて教育施設であるという理解が必要ではないかと思えます。どうでしょうか。

○ 図書館長

委員のおっしゃるとおりだと思います。

○ 江口委員

それでは現状をお聞きいたします。現在の飯塚の図書館で行われているサービスはこの今言われてた分を充足し得るものとなっているかどうか。それぞれについて判断をお聞かせください。

○ 図書館長

ただいま委員のお訊ねに対してお答えいたします。図書館の方では各ボランティア団体と・・・(答弁中断)失礼しました1号につきましては現在地方行政資料とかレコードはCDでございますけれども、それからビデオ、図書ですね当然、そういったものを収集し一般公衆の利用に供しています。2号でございますが、今図書館システムを入れまして、それを利用して目録の整備をいたしております。3号につきましては図書館の司書は現在、飯塚・筑穂・庄内の3館で19人司書がありますが、そのうちの17人が司書の資格を持ち十分な知識を持ってお客様それから市民の方、そういった方のために相談に応ずるようにしています。それから4号でございますけれども、これにつきましては学校の図書館とは団体貸し出し等をやっていますが現時点では他の・・・失礼しました相互貸借をやっています。それから5号でございます、これにつきましては分館ということじゃなくて私ども5つの館をひとつの飯塚市立図書館ということで位置づけていますので毎日本の配本等を行って、市民の方がいつ図書館のどこで借りられても後はまたこの図書館でも戻すのは別の図書館でもいいということでやっています。それから6号につきましては博物研究会みたいなところに場所を貸して、活動に供しているところがございます。それから7号でございます、これにつきましては新聞等をいっぱいということはあれですが、西日本新聞、毎日新聞、朝日新聞そういったそれから日経新聞、それから英語紙の新聞そういったものも置いて時事に関する情報を常時提供しています。それから8号でございます、学校につきましては先ほど申し上げましたが、小学校中学校等に対して特別貸し出しとか団体貸し出しと言った形で常時連携を取って本の貸し出しをいたしております、以上でございます。

○ 江口委員

今縷々言われましたけど現状の図書館のサービスと言うものは残念ながら請願書の中にも現在の図書館に満足するものではないとあります。そのように非常に満足できるものではないと

思っています。今言われたところからいきましょか、1号、図書館資料を収集し一般公衆の利用に供すると言う点です。ここに関しては郷土資料に関してその収集等は十分になされてるのかどうか非常に不安があります。またですね、それぞれの今5館あると言われましたよね、5館ですごい差がありますよね、その5館の現状を教えてくださいませんか。

○ 図書館長

5館の利用状況でございますけども、先ず飯塚市立図書館でございます、議員さん方にお渡ししています施設の概要でその分をご覧になっていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

(「説明ぐらいしてよ」という声あり)

それでは、先ず飯塚図書館、筑穂図書館、庄内図書館、穂波図書館、穎田図書館というふうにあげています。先ず飯塚図書館では先ほど言いましたように複合施設ということ、それから筑穂は単独館ということでございます。それから庄内は複合施設ということでございます。それから穂波図書館に着きましても複合施設ということでございます。穎田図書館につきましても複合施設ということでございます。主なところはそういうことであと床面積がかなり違うと思います。それから当然建築年月が違います。それから蔵書数のほうに入らせていただきますけども、飯塚市立図書館では19年3月末現在で199,210冊がAV資料そういったものを全て含めましてあると言うことでございます。一応冊ということで表現させていただきます。筑穂図書館につきましても蔵書数が44,542冊ということです。庄内図書館が58,004冊ということでございます。穂波図書館が23,353冊でございます。穎田図書館4,344冊でございます。

○ 江口委員

蔵書について非常に差がありますね。利用状況も差があると思うんですよ。その点のご案内いただけますか。

○ 図書館長

貸し出しの利用者ということで申させていただきます。登録者数とは違っておりますので、重複いたしておりますが、飯塚図書館では貸し出しの利用者が9万3282人でございます。これは、平成18年度調べでございます。それから、筑穂図書館1万6748人、庄内図書館2万8988人、穂波図書館6654人、穎田図書館892人で、全体では14万6564人になっております。

○ 江口委員

貸し出し者数であるとかいう部分でのご案内はできませんか。

○ 図書館長

図書館の貸し出し数についてご説明いたします。資料の貸し出し数ということでこれにつきましても先ほど言いましたように冊ということで表現させていただきます。飯塚図書館につきましても一年間に38万1351冊、筑穂図書館6万8566冊、庄内図書館12万2863冊、穂波図書館2万7055冊、穎田図書館2883冊、合計で60万2718冊となっております。

○ 江口委員

わかるように、非常に図書館の利用について差があるわけです。理由は、はっきりしていませんよね。それぞれの図書館がやっているサービスが大きく違うからです。あと、先ほど審査要望のところでもちょっと抜けていた部分があるかと思えます。永露議員の審査要望の中で、穎田の図書館は何で休館日は他のところと比べて多いんだろう、というお話がございました。そこはどうなりますか。

○ 図書館長

頤田の図書館は現在公民館のほうで・・

○ 生涯学習部長

頤田図書館につきましては、合併の引継ぎの中で旧町の状態のまま引き継ぐということでございましたので、休館日は他の図書館と異なっているわけでございます。

○ 江口委員

ところが今回指定管理者制度の導入にあわせていじるわけですよ。それなのにまだ同じような状況にあるという形ですね。

先ほど図書館法3条に戻ります。3条の2項分類配列を適切にし、その目録を整理する、とあります。これについて、頤田で十分に行われておりますでしょうか。

○ 図書館長

頤田につきましては、図書館の図書室専務を導入いたしておりませんので、他の4館とは少しサービスが落ちるものと思っております。

○ 江口委員

3号にいきます。図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応じるようにすること、とございます。先ほど飯塚、庄内、筑穂。19人いるうち17人司書がいるよ、というお話がございました。そうすると、あと2館についてはおられないかどうか。まずそこからお願いします。

○ 図書館長

穂波の図書館につきましては、嘱託が1名と臨時職員が2名でございます。この3人はすべて司書の資格を持っております。頤田図書館につきましては、現在人間を置いていませんのでゼロでございます。

○ 江口議員

その司書の方々が十分な知識を持ち、その利用のための相談に応じるようにすること、とあるんです。こういうのはレファレンスといわれる部分かと思いますが、その点に関して現在の職員の方々は十分なトレーニングを積んでおられるのでしょうか、どうでしょうか。

○ 図書館長

ただいま委員ご指摘の件につきましてでございますけれども、図書館といたしましては毎日図書のシステム、図書の配本、整理、そういったものを通じてレファレンスの基礎知識をもっておるわけでございますけれども、これにつきましてはどこの図書館でもやっぱり来てすぐに司書の資格があるからすべての本がどこにあるかというようなことはわかりかねるわけございまして、そういう意味では1年2年3年と、おるあいだにレファレンスの機能、知識そういったものを深めておるのが実情でございます。

○ 江口委員

今まさに司書の性格について述べられたんだと思います。今言われたのは来られた。「どういう本が」といったところにですね、「あそこあそこあそこにあるよ」という配架の部分ですね。図書館の中で本をどこにおいているという意味の。そういった部分に関しても1年2年3年と時間がかかると、レファレンスの基礎知識と言われました。ところが、本当にこのレファレンスをきちんとやろうとすると、1年2年3年でできないですよ。レファレンスの基礎といわれましたけど、レファレンスについてもう少し詳しくお聞かせ願えますか。

○ 図書館長

レファレンスにつきましては市民の方、利用者の方々が、「この本はどこにありますか」というようなことでおいでになったときにすぐにお出しするか、今システムを作っておりますので、そのシステムの中で見て、開架書庫の中にない場合は、閉架書庫にある場合もございまして、そのときに取りに行くとか、それから、飯塚図書館でそういうことを聞かれる場合、ほ

とんど本はございますけれども、今度は他の穂波とか、筑穂とかそういったところでは本が飯塚の図書館にはございますけれども、穂波の図書館、筑穂・庄内あたりにはないときもございます、そういったときにはパソコンで図書システムを組んでおりますのでそのシステムの中で見ればどこにあります、というようなことがわかりますので、それで本の貸し出し予約を受け付けまして、配本を、毎日車で図書館を回っておりますのでそのときに持って行き、持って帰る、また場合によっては穂波の図書館にあるものが筑穂に行ったりとか、筑穂にあるものが穎田に行ったりとかそういったこともやっております。それで、システム1月4日から稼働いたしておりますけれども、そういった意味では以前の飯塚市立図書館に比べますとそういった機能はずいぶん強化されているというふうに考えております。

○ 江口委員

まさにここのレファレンスについての理解がやはり違うんだと思うんです。レファレンスというのは調査研究のサポートですよ。情報の案内役なんですよ。たとえば、今回のように指定管理者という問題がある。これを入れようかどうかと考えたときに、何らかのサポートとなるようなこと、何を見たらいいかわからない、それについて支援をしてくれ、というのがレファレンス。それについてサポートするのがレファレンスなんですよ。とするならば、飯塚市内の5館に限らず、情報のあり場所を知ってなくちゃならないんですよ。飯塚市の図書館にない本なんかいっぱいあるんですよ。飯塚市立図書館にない本なんか山のようにあるわけですよ。ある方が言われました。「あそこ専門書ないから私は行かない。そんな図書館だったら指定管理者にしてもらったほうがよくなるかもしれない」といわれるんです。まさにこのレファレンスの部分は、飯塚市の市立図書館がすごく弱い部分です。「どこにおいてある」はまだ知ってますよ。ところが相談の部分は全然ここは機能してないんです。そのことを指摘して次に移ります。

他の図書館等に関する連携等がありました。団体貸し出しだけでなく相互貸借を行っている、それはそうかもしれません。ところが、ここでも他の図書館から相談があったときに応えられるかどうかは優れた司書の方々がトレーニングを十分積んでるかどうかなんです。図書館の業界のなかでの情報についてのご案内が、それぞれできているかどうかなんです。ここについても相互貸借、たしかに、ある個別の本、それのご案内はできるかもしれませんが、それにたいするサポートは厳しいのが現状だと思います。5については分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。分館はありますけど、あとはちょっと厳しいですね。6、読書会、研究会、鑑賞会、これは主催し、及びその奨励を行うんですよ。主催という部分でも、主催であるのは一部読書のボランティアの方々をお願いをしてやっていただいているのがかなりございますよね。7、時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供する、そこについても弱いんだと思っております。だからこそ、ビジネス支援も乗り出せないわけですよ。最近の図書館でいろんなところでスタートしているのがビジネス支援ですよ。そういった部分は全然やられておられませんよね。どうですか。

○ 図書館長

いま委員ご指摘のとおり、ビジネス支援につきましてはまだやっておりません。

○ 江口委員

8の学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。学校図書館に対する団体貸しは確かにあっています。先日の本会議の中でも学校と連携してどうするのかという質問の中で団体貸し出しはちゃんと仕様書の中に織り込みますといわれました。団体貸し出しはやっていただけるかもしれません。ところが先ほど言いましたような情報の探し方をサポートするのが本来の図書館のあり方なんです。学校の司書の方が、学校の先生方に対して、たとえば「総合学習でこんなことやりたいんだけど」と言われた時にそれを、ある本、福岡県内の図

書館のことを思い巡らせながらご案内するという役割が公立の図書館には求められるわけです。その点についても非常に弱いといわざるを得ないと思っています。学校図書館との連携、いま定期的に研修会等おこなっていますか。

○ 図書館長

随時行うということで、定期的にはやっておりません。

○ 江口委員

それでは平成18年度は行いましたか。

○ 図書館長

合併した頃に2回ほど学校の図書館と協議をしたというふうなことはある、ということでございます。日にちはわかりません。

○ 江口委員

いろいろな図書館のあり方ということに関して疑問があるわけです。それがあからこそ、この請願書の中にもまず飯塚市としてどのような図書館サービスを展開するのかそれを先に考えるべきだと言われております。先ほども言ったように地域によって大きくサービスが異なるわけです。潁田にいたっては図書館のシステムさえつながっていない。貸し出し冊数、桁が二つ違うわけですね。そういったことを考えると、まず図書館本来のあり方、飯塚市としての、図書館はどうすべきか、ということをもっと最初に考えるべきかと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○ 生涯学習部長

これは図書館に限らず他の運営に関しましてもあるべき姿というのは当然最初に示されてしかるべきだと考えております。

○ 江口委員

とするならば、順番が逆であるといわざるを得ません。ぜひその点をしっかり考えてから出させていただきたいものだと思っております。次にこの条例を入れた後のスケジュールについてお聞かせください。これからあと、もし仮にこれが6月議会で通ったとするならば、このあとのようにスケジュールを考えておられたのかお聞かせください。

○ 図書館長

6月の議会で通していただきましたら、ということでございますので、その後、7月に教育委員会会議で報告してそこで条例の施行規則を改正したいと思っております。それから募集要項の策定に入りまして、募集要項および現地説明会等をする、これは8月でございます、それから質問等の受け付け期間をおきまして、質問に・・・失礼しました、簡単に申し上げます。考え方といたしましては、7月から8月・9月にかけて公募、9月、10月にかけて指定管理者の選定をいたしまして、12月にかけて指定管理者の指定について議会に提案をさせていただいて、議決をいただきたいと思います。それが順調に行きましたら、1月から3月までに事務引継ぎを考えています。

○ 生涯学習部長

補足説明をさせていただきたいと思っております。先ほどの中で公募という段階でございますけれども、その前に本議会でも説明がありましたように選定、導入にあたっての選定委員会などにも要綱についての意見を聞いて公募してまいりたいと思っております。そのまえに、今回の請願書の中にも書いてございますけれども、いろんなボランティア団体のご意見とか、図書館連絡協議会のご意見等もも拝聴しながらこの事務を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

○ 江口委員

スケジュールについては10月から12月に指定管理者の議決をもらって来年から入れたい、

ですね。

○ 図書館長

来年からではなくて、来年度でございます。

○ 江口委員

この指定管理者につきましては3館を同じところに指定するのかが1点、そして、3条の中で選書もあるわけですね。選書も含めているところの理由をお聞かせください。どこまで指定管理者にお願いするのかという部分ですね。

○ 図書館長

現在おります司書、そういった人たちが選書に関わってまいりたいと思います。それでそういった形でいただくことによって選書の継続性、いままでの選書に対する考え方、そういったものが引き継がれるというふうに考えております。それからもうひとつ、3館を一緒に指定管理者に移行するのかどうかということでございますけれども、私どもといたしましては3館同時に一つの指定管理者に選定したいと思っております。

○ 江口委員

今いる司書が選書を引き継ぐから収集方針は揺るがないというお話がございましたが、という事は、指定管理者の方々に応募の条件の中に現在いる司書を受け入れること、というふうな形になるわけですね。そういった部分ができるという風なことはあまり聞かないのでそこまでやられると言われるんだとしたら、それもアリかなとは思っています。3館同時といわれました。指定期間については何年をめどに行われるつもりですか。

○ 図書館長

先ほどの発言を一部訂正させていただきます。職員を全員雇用ということでございますけれども、これにつきましては仕様書等で縛ることができる部分とできない部分とございます。当然司書のほうにも残るか残らないかという権利もあるわけでございます。そういうなかで、私どもといたしましては、できるだけ今残ってある司書の方を雇っていただきたいというふうにお願いをしたいと思っております。それから指定管理機関のことでございますが、これにつきましては5年間を考えております。

○ 江口委員

ということは、今いる司書がお願いをしても受け入れてもらえなかったら選書は続かないわけですね。となると、選書を任せるといふ理由付けに対しては非常に揺らぐものだと思っております。また合わせて今おられる方、選書をどのような方向でやられているのか、そのガイドライン等がございましたらお聞かせ願えますか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 17:40

再 開 17:50

○ 委員長

委員会を再開します。

○ 生涯学習部長

たびたび休憩をとらせまして申し訳ございません。選書の問題につきましても、現在選定委員会ということで職員を含め司書を中心にいたしまして選書いたしておりますけれども、この部分につきましてもやはりいろいろ請願書の中にもございますように皆さん方に不安を与えないように仕様書等の中に盛り込みながら継続をしていきたい、あるいは選定委員会、仮称でございますけれども、そういうものを新たにつくって、それに行政のほうでしっかりと管理をしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

○ 江口委員

選定委員会を行政のほうでつくって、あるいは、というふうに言われましたが現実にはお客様と接しないわけです、指定管理者になった場合は。そうするとお客様の要望に応えることができるかどうか非常に不安があります。そして選書について飯塚市はまだ子どもの読書推進活動計画、つくっておりませんよね。本来はこういった計画をきちんとつくったあとで、それから管理運営をどうしようかというふうな形で、指定管理者導入、入れるにしてみてもこういった形が先だと思います。その点についてもどうですか。また合わせて大人の部分もそうなんですよ。子どもだけではなくて、大人の部分もこういった計画でやっていくんだよ、と。図書館基本計画というものをつくっている市さえあるわけです。やはりそういった計画がないところといった現在の飯塚の100分の1という穎田の現状がそのままになってしまうわけです。その部分を含めてですね、逆にその計画等をきちんとつくることが指定管理者を決めるということよりも先行しなければならないと思いますが、その点はどうでしょうか。

○ 生涯学習部長

子どもの読書基本計画ということでございますので、事実いまの飯塚市にはございませんので、そういうものも含めたところできちんと指定管理者のほうに取り組むようにということで要綱等あるいは仕様書等の中にきちんと盛り込んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 江口委員

とするならば子ども、大人両方含めて選書の基準というものをつくったところで指定管理者に踏み切るという理解でよろしいですか。

○ 生涯学習部長

先ほどスケジュール等を申し上げさせていただきましたので、来年度から一応スタートさせていただきたいということ考えた場合にはそういうものをつくって、ということではスケジュール的には難しい面もあるかとは思ひますので、今議会終了後にそういうのをきちんと了解を得られますならば、関係団体、ボランティアの方、図書館運営協議会等もござひますので、そこらあたりの意見をきちんと求めながら策定していきたく思ひておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 江口委員

スケジュールがあるので、といわれました。先ほどの本来あるべき姿を決めたあとで、という管理運営方法を考える、それが本来の姿であるのにもかかわらず今回はそこを飛ばして指定管理者の導入を考える、また、今回もまた同じように選書に関してこのような問題が生じている。非常に不安があるにもかかわらず、その部分の解決策を示さないままにこれを導入する、それについては拙速と指摘せざるを得ません。だいぶしゃべりましたので、一旦他の委員に質問を譲りたいと思ひます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 楡井委員

かなり図書館運営のノウハウ的なことを質疑があつておりましたので、ちょっと別の方向から拙速ではないかな、と思う点についてお尋ねしたいと思ひます。私、代表質問のときに公的施設のあり方検討委員会の問題をお聞きしました。このときに図書館、学童保育所等、教育文化施設についてこれを公共施設等あり方検討小委員会に乗せて民営化する、という方向には疑問があるというような質疑を行いましたけど、公共施設等あり方検討小委員会の対象施設に図書館5つなつてましたよね。いかがですか。

○ 行財政改革推進室主幹

本会議でもご答弁いたしました。いま質問者が言われます施設につきましても検討対象施設というふうになっております。

○ 楡井委員

それでは公共施設等あり方検討小委員会というのがいつ開かれたのか、ということについてはいかがですか。

○ 行財政改革推進室主幹

公共施設等あり方検討小委員会でございますが、これも本会議のほうで答弁いたしました。7月上旬頃設置する予定でございます。

○ 楡井委員

今お聞きのとおり7月上旬というのが公共施設等あり方検討小委員会の会議の日にちなんですよね。ということは設置もされていない公共施設等あり方検討小委員会なわけです。この公共施設等あり方検討小委員会の検討対象施設になっているにもかかわらず、いきなり市立図書館を指定管理者制度を導入するというこのことについてはどうしてそういうことになるんですか。検討もされないままに移転先が決まってしまうということについて答弁してください。

○ 行財政改革推進室主幹

いま指定管理者制度の導入の関係でございますが、これにつきましては合併前、指定管理者制度の導入に関する基本方針を立てております。これに基づきまして、図書館につきましては平成19年度以降ということになっておりました。その基本方針の中で、この平成19年度以降、導入する施設につきましては、すぐに導入計画等を立てながら検討することになっておりましたので、昨年からは検討はしてきたところでございます。

○ 楡井委員

説明では合併の協議の中で、図書館はすでに指定管理者制度を導入する方向が決まっていたというようなふうには理解できるわけです。そういうことであれば、わざわざ公共施設等あり方検討小委員会の検討対象施設に載せることはなかったんじゃないかというふうに思うわけです。また、そういう合併協議の内容については知らされていないんですよね。そういう状況の中で初めてこれがこの間の公共施設等あり方検討小委員会の対象施設になっているということで明らかになったわけですけどね。なぜ合併協議の中ですでに決まっていた実行されようとしているのにわざわざ公共施設等あり方検討小委員会の対象施設に挙げられたんですか。

○ 行財政改革推進室主幹

これも本会議の中でご説明いたしましたが、この公共施設等あり方検討小委員会につきましては、施設ごとの統廃合、整備等を見直し方針、有効利活用、市民サービス向上に向けた施設運営の改善、直営継続施設の管理運営の抜本的な見直し、公の施設使用料と受益者負担の基本的な考え方ということで、今現在30施設ほどすでにして管理者制度を導入している施設がございますが、それらの今後の方向性等も含めまして検討することにいたしておりますので、たとえば今現在制度を導入している施設につきましても今後の方向性については合わせて検討していきたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

それでは、公共施設等あり方検討小委員会の意義といいますか、わざわざ公共施設等あり方検討小委員会をひつつける必要はないんじゃないかという感じがするんですよね。すでに合併協議の中で平成19年、20年とかいうかたちで指定管理者制度を導入する施設も決めているわけでしょう。合併協議会の中ですでに決まっているという、あり方を検討する以前の資料を提出してくれませんか。

○ 行財政改革推進室主幹

先ほどから申し上げておりますが、小委員会におきましては、指定管理者制度の導入の可否

について検討するだけではございません。あり方全般について検討いたしますのでご理解をお願いしたいと思います。合併協議の際に決まりました基本方針につきましては、これはよくわかりませんが、それぞれ旧1市4町の議会のほうにも報告はなされたものというふうを考えております。

○ 楡井委員

旧自治体のときにこうした、ということでありますけど、いま新しい飯塚市になった統一した問題として検討、討議をしているわけですね。質疑もやっているわけです。この際ですからそういう資料を、一説によりますと平成19年に指定管理者制度を導入するもの、平成20年に導入するもの、指定管理者制度導入に見合わないもの、そういうふうな分類になっているというふうに聞いたことがございます。その資料を、一覧表を全部出してください。

○ 行財政改革推進室主幹

提出させていただきます。

○ 楡井委員

それを提出していただきます間、この図書館の問題を放置しておくというわけにもいかんでしょうから、引き続き資料を出していただくことと合わせてこの図書館の問題についてもう少し質問させていただきます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 18:02

再 開 18:04

○ 委員長

委員会を再開いたします。執行部にお尋ねしますが、ただいま楡井委員から要求のあつていまず資料は提出できますか。

○ 行財政改革推進室主幹

提出させていただきます。

○ 委員長

おはかりいたします。ただいま楡井委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

○ 委員長

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 18:05

再 開 18:06

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 楡井委員

それでは、本会議の中での質疑の中で明らかになりましたように、指定管理者導入推進委員会、これは6月19日に設置されて会議が開かれたというふうにお聞きしたんですが、会議が開かれたというところまで報告があったかどうかわかりません。もし会議が開かれているのであれば、その内容が説明できますでしょうか。

○ 総合政策課長

議員お尋ねのとおり、今月の6月19日付で庁内に飯塚市指定管理者制度導入推進委員会を設置させていただいております。これは、指定管理者制度を導入、もしくは更新を予定してお

ります公の施設の所管課が募集要項や仕様書作成に当たりまして飯塚市としての姿勢や対応、考え方などの調整を図る必要がございますので、その方向性の決定や助言を行うために設置したものでございます。したがって、その施設への指定管理者の導入の可否を協議するものではございませんで、あくまでも導入が予定されている公の施設所管課への意見の調整、助言を行う委員会でございます。開催をされたかというご質問でございますが、いまスケジュール的に考えておりますのが、まだ開催はいたしておりません。いま、本議会にあがっております文化会館、図書館が議会の議決をいただきましたなら、そのあと公募する前までに開催をするという考えでございますし、その議題も議会に出されております文化会館、図書館を予定しているという状況でございます。

○ 楡井委員

推進委員会が開かれていないということですから、ぜひ公開できるような状況でお願いしたいというふうに思います。議事録の公開等ですね。

次の質問なんですが、指定管理者の参入というのは、指定管理者の側に立ってみれば利潤の追求なんですよ。したがって先ほどからずっと討議になっておりますような非常に教育文化の一大拠点である場所がそういう利潤追求の場になっていいのか、ということが大きく問題になってくるんじゃないかと思うんですね。教育施設の意義が非常に大きいという答弁もございました。そういう状況の中にこういうことが指定管理者の導入になって、導入されて利潤追求の場になるということについてそういうふうになっていいものかどうかについて答弁ができればお願いします。

○ 生涯学習部長

図書館の指定管理者導入につきましては、市が最終的な責任を有しておりまして、管理運営上必要な安定性、それから先ほどから出ております継続性、それから蓄積性を維持することが目的でございます。先ほどの選定の件もでございますけれども、そのようなものが目的が十分反映されるような基準等を設けまして、また第三者機関の選定委員会等も選定をされることとなりますので、公の施設の設置目的を効果的に達成できるというふうな考えを持っております。図書館は、先ほど言われましたように、収益事業ではありませんので、管理運営に対する理念や基本姿勢が重視されるわけでございます。収益性が期待できないので、その評価は利用者サービスの向上と地域の図書館作りが主なものとなり、指定管理者もその実現に向けて努力することが期待できるものと考えております。

○ 楡井委員

指定管理者制度を公募して、指定管理者を選ぶわけですよ。民間のそういう企業ということになれば、当然利潤の追求を度外視して、部長が言われたような姿勢でこの事業をやってくれるということは考えられないんじゃないかと思うんですね、そういう意味では先ほどから言っていますように、教育文化施設を利潤追求の場にさらすということについては大変大きい心配があるわけです。こういうことについては何でこんなに急ぐのかなと、一番初め、質問者が言われていましたように、市民の意見もよく聞かないまま、と。ましてやそこに日常的に入っているボランティアの方たちにも質問も意見も聞いてないというようなことで、なぜこう急ぐのかというのがどうしても疑問として残ります。以上、質問を終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 江口委員

導入の経緯についてお聞かせいただけますか。あと合わせて導入の理由をもうちょっと詳細にお聞かせください。

○ 生涯学習部長

導入の経緯については本会議のほうでも若干説明をさせていただきましたが、合併前より先ほど行革行財政改革推進室主幹の方からも申し上げておりましたように、17年2月だったと思います。そのときに指定管理者の導入にあたってのプロジェクトチームというのが各1市4町で作られまして、その中で公の施設についての検討が5回ほどの会議でしたが、その中で方向性が示されています。その方向性というのが17年8月10日付けだったと思います。指定管理者制度導入にあたっての取り組み指針というものが出されています。それに基づきまして先ほど楡井議員のほうから資料の要求がありましたリスト部分ができただろうと推測いたしています。そのような結果に基づきまして旧町時代にそれぞれ所管いたします施設の所管課において検討がなされ合併前にもそれぞれ導入できるものについては導入をしてくださいということで導入して、その後合併に至ったわけですが、合併後も昨日来報告があつていますように31施設が導入をされたという経過になっています。私ども図書館といたしましてもその間手続き等におきましては図書館運営協議会等にははからずという結果にはなっていますが、一応担当者段階におきましてはそれぞれ協議をいたしまして今回の提案という形になったわけです。ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

すいません導入の理由につきましては先ほど来条例の中でも説明をさせていただいていますように市民の方から休日等の開館はできないのかという要望等も出されておりましたので祝日につきましては開館を今回の条例改正で盛り込むと。それから時間の延長、これは前後ですが1時間半の延長をさせていただくと、午前30分、午後1時間の延長という形で利用者の利便性を図るということで今回の条例の提案をさせていただいている理由がひとつでございます。それから指定管理者制度導入に伴います雇用の安定化という、これは当然のことながらその安定することに伴いましてサービスの向上につながるというような考え方のもとに今回の条例提案をさせていただいています。

○ 委員長

資料の準備ができていますので、事務局に配付させます。

( 資料配付 )

○ 楡井委員

今資料をいただきましたが、この資料の日付が17年7月25日というようになってますね、既にこの時点からここにおられる全員かどうかわかりませんが、この市立図書館が19年度にという資料になってますね。これから先、公営住宅だとか体育館だとか各児童センターまでここに載ってますね、こういう風なことをザラザラっと載せられれば、これはあくまでも指定管理者制度導入の施設ですよ、あり方検討委員会で討議されるところとかなりダブっているんじゃないですかね。議会に隠してね、導入を進めて行こうということになるんじゃないですか。いかがですか。

○ 財務部長

先ほど行財政改革推進室主幹から申し上げたと思いますが、この方針というのは合併の協議に際して1市4町から部会を立ち上げて、ひとつの指定管理者制度管理者だけに絞ってのプロジェクトチームを作って指定管理者制度はご承知の通り平成15年の自治法の改正によりまして、結局公の施設の管理についてはそれまで2分の1以上の行政の出資団体じゃないと管理ができなかったのを広く民間までのノウハウを取り入れてと制度ができたわけです。ですから各1市4町それぞれ平成15年の法改正を受けまして指定管理者制度それぞれ検討されていたのを合併ということがございましたので1市4町足並みをそろえましょうということでプロジェクトチームを立ち上げたわけです。そしてこのプロジェクトの出したひとつの方針なり指針というのを、当然当時の合併協議の中で報告をして、そこそこの議会で了解を得たということで、これだけに限らずいろんな部会で協議事項がございました、それはそこそこの議会で持ち帰り

れまして報告があったであろうと、そこで了解をいただいているということで、この事業に限らず、すべての事業においていろんな調整事項があります。それはそういう形で進めさせてもらいましたし、これもその一環としてやってきたということです。ですからこれをどこどこで報告があったとか無かったではなくて既にそういうことについてご了解をいただいているものという形で事業を進めてまいったわけです。そしてあり方検討委員会というのは先ほどいいましたように指定管理者制度を導入して、既に31施設といいましたが、じゃあ指定管理者制度を導入したらもう何も検討しなくていいのかということじゃなくて、指定管理者制度を導入した施設についてももう少し、もっといい方法は無いのかとか、もちろんそれには統廃合もありましようけど、こういうサービス面のソフト面の向上ができるんじゃないかとかいろんな部分を含んでいますので、あり方検討委員会の中にもこういう施設も入っています。それとひとつご理解いただきたいのは指定管理者制度というのは基本的には、予算上は委託料という形で出ますが、じゃあ通常の工事のように価格の低いところが落札するののかということでは決してございません。その内容をきちんと、どういう形で選定するかというのが、選定をどういう形で行うのかということが、先ほどいいましたように推進委員会は開かれていませんが、共通の施設を選定するに当たっては基本的な施設の管理の約束事といいますか、指針に基づきましてどういう基準でお願いしようかと、じゃあその施設が持つてくる特色ある部分を加えなきゃならないと、教育施設であれば先ほど質問者が言われるように教育部分をもう少し強く出して委託といいますか指定をする場合の選考の基準に加えようとか、そういう方針を決めるわけです。ですから市がいろんな条件、仕様書を作った中でそれを一番満足する、あるいは、もちろん経費が一番安いには越したことはありませんが、ただ経費が安ければいいということで通常の工事とか委託であれば入札で一番安いところにしますけど、指定管理者制度というのは一番安いところが受けるとは限っていません。市が望んでいる方針と一番合致するところをお願いしましょうというのがこの指定管理者制度ということです。ですから議会へ何も報告があっていないということじゃなくて、これは他の件もそうですが過去にそういう経過を踏まえた中で現在進行しているという事業ですので一つご了解をお願いします。

#### ○ 楡井委員

先日の本会議の質疑の中で、合併協議の中でこれらを検討したプロジェクトチーム、これは議会も有識者も入っていないところで検討されていますよね。つまり各自自治体から2名ずつ出された行政の代表だけで検討したという風に報告がありました。その結果を今言われてるように各議会に報告してお前たち知っちゃるはずやと、こういうことなんでしょうが、それはそれとしておきます。そういう経過、我々のところに知らせてくるという過程はわかりました、わかりましたけど、いま縷々指定管理者制度のことを述べられましたが指定管理者制度は必ずしも今部長の言われたような内容のものじゃないということは今まで何べんも強調してきたと思うんです。つまり住民福祉増進のため、また利用者個人個人の提案、住民参加のまちづくり、よりよい施設づくりという住民参加の考え方、積極性の後退、住民の監査請求、住民の目線、利用者の体感を反映させる法的保障が無くなるというのが指定管理者制度の最大の弱点なんですよ。こういうところから目を隠そうという人たちにとって見れば非常によい制度かも知れませんが、こういうことがやりにくくなるというのが我々が一番心配するところです。やりにくくなった場合、責任はどこがとるかということになってくるわけです。また行政に対する業務報告というのは義務付けられておるけども、その公表の義務は無いということになってますから議会のチェックも受けにくくなるというようなことで、この指定管理者制度の導入については非常に問題があると私はずっと強調してきました。これは労災病院の件もそうです、公的施設に導入されたときの問題もそうです。にも関わらず今度は普通の施設と違って図書館なんですよね、学校に次ぐ重要な教育の場というふうにも思います。そういうところをなぜこだけ

急いで指定管理者制度を導入しなきゃいけないのだと、もっとゆっくり市民の意見などをしっかり聞いたほうがいいんじゃないかと思うわけです。いかがですかそういう意味では。

○ 生涯学習部長

先ほども導入の件については説明させていただきましたけど、この市立図書館につきましても管理運営について民間事業者の能力を活用しまして創意工夫ある図書館運営により市民サービスの向上を図るということで今回の導入を計画させていただいていますのでご理解をお願いします。

○ 楡井委員

市民のみなさん、住民のみなさんは指定管理者制度の本質といいますか、指定管理者制度とはどんなものかということを知っているというふうに思われますか、またこういう説明をされましたか。

○ 生涯学習部長

このような説明をしたかということですが、実際市民の方を目の前にして説明をしたことはありません。ただ過去に市報とか町報等でそういう制度改正があつてというような制度改正につきましても説明はなされたかと思えます。

○ 楡井委員

日常的に出入りされている関係者のみなさんにも、そういう人たちの意見も聞いていないということですから、当然指定管理者制度のことについてなど市民の方たちに説明していないのははっきりします。ですから指定管理者制度になったらこういうことになるんですということも含めて、行政の側から考えるメリットだけでなく市民の側から考えるデメリットの問題も含めて周知徹底してその上で市民の方たちの合意を得てですね、導入するなら導入するすべきじゃないかと強く思うわけです。

○ 生涯学習部長

今回の提案にあたりましては委員がいわれますように住民の意見を十分に聞いてないんじゃないかならうかというような結果がこの請願書というような形に出たんだと思っています。これにつきましては今後とも図書館運営協議会、先ほどから何度も申し上げますようにボランティアの方、当然図書館に関わられてるボランティアの方のご意見を十分に聞かせていただきまして仕様書、あるいは募集要項等に反映をさせていただきたいと思っていますのでそこらあたりご理解をいただきたいと思っています。

○ 江口委員

導入の経緯の中で今の審議でずっと執行部が言われているのが合併の前に決まっていたんだということですが、ところが今配られたこの資料見てもらったら分かるように図書館がどこにあるかという平成19年度以降の指定管理者制度移行を検討する施設なんですよ。分かりますかこの意味、平成19年度に以降に指定管理者制度を入れるか入れないかを検討する施設なんですよ、これは方向が決まったんじゃないんです。違いますか行革担当。

○ 行財政改革推進室主幹

先ほどから指定管理者制度導入に向けての取り組み方針というのを言っていました、その中で導入可能な施設については平成18年度当初から指定管理者制度に移行するよう積極的に取り組むと、もう一点ですが平成19年度以降の導入が予定される施設については具体的な導入計画を立て順次指定管理者制度に移行するということにいたしています。

○ 江口委員

この表は確かに私どもも旧飯塚市の時に特別委員会の方でいただきました。ここに平成17年5月の特別委員会の会議録があります。プロジェクトチームについて触れられています、読みましょうか『指定管理者制度プロジェクトは平成15年の地方自治法の一部改正によりまし

て、平成18年9月から公の施設については直営かまたは指定管理者に管理運営を委任することになることから、合併までにどちらかで管理運営していくのか検討する必要があり、また、ほとんどの専門部会にまたがっているため、横断的な検討組織が必要であるということから2月16日に1市4町の担当職員12人でプロジェクトチームを組織し検討が行われています』なんです。このプロジェクトチームが立ち上がったのは合併して直後の18年9月に指定管理者制度入れるか入れないか待ったなしだから、それが締め切りだからその以前に、合併の前にこれを、18年度に入れるかどうかを検討しなければならない、だからこそこれは立ち上がったわけです。そしてそれが複数にまたがるから、プロジェクトチームとして横断的に立ち上がったわけです。この表で一番肝心なのは18年度から指定管理者制度に移行する施設B欄なんです。このC、D、Eはどちらかというところちょっと性格が違うわけです。これをもって指定管理者制度に移行することが決定していたといわれるとそれは全く違うわけです。今言った特別委員会の会議録も飯塚ではきちんと残っています。だからここは移行することを19年度以降の指定管理者制度移行を検討する施設なんです。ところがこれを、図書館側も教育委員会側もこれでやらなくちゃいけないと思っ込んだ、行革側もそう思っ込んだかもしれません。その結果これが急に出てくるわけです、前提が違うんです。導入の一番根幹の合併前に決まっていますよと、ずっと本会議でも言われてた、そこが違うんです。どうですか。

○ 財務部長

確かに言葉の表現が移行を検討する施設という表現にはなっています。しかし、基本的には19年度からこれは我々の方では19年度から、もちろんこの中に上がってないのも確かにありますが、ただそういう準備というのは昨年から行革のほうで各課ヒヤリングの折にこういうところで計画が上がっていると、なんとか検討を早く、というのは指定管理者制度を導入するのはご存知のごとく原則はある程度維持管理費が安くなるのは先ず第一点にはございます。それと住民サービス、いわゆるその施設の使い勝手がよくなるといいますか、当然効率がよくなるサービスがよくなるというこの基本的にはこの2点を満たさないと指定管理者制度を導入する意味合いが、ある意味ではございません。大きなくくりで言いますとこの住民の方に提供するサービスがよくなる、ですから今度の図書館の場合でもそういう、ただこの行革を進める上ではこの指定管理者制度だけじゃなくて、本会議でも言いましたけどもいろんな場面を通じて住民の方にお問い合わせする分とかいろんな形の分については当然実施前にはいろんな説明なりをやってご理解ご協力いただくことが大前提になりますのでその辺は十分にそれぞれの所管課のほうで説明なりをおねがいしますという説明をしていましたけど、たまたま今回の場合は今事前に何も説明相談が無かったという点は確かに大いに私ども行政側としては反省すべきところだと思っています。ただ、この辺も若干解釈の違いがあるかも知れませんが19年度以降というのは出来るだけ19年度にやっというものを、プロジェクトチームの中ではこういう表現になっていますけどもそういう意味合いを含んでいると、我々はそういう形で進めて参りたいのが実態です。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 18:32

再開 19:02

委員会を再開いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 19:02

再開 19:03

委員会を再開いたします。

おはかりいたします、本日の委員会はこの程度に留め、7月5日午前10時から委員会を再開したいと思います。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。これにて本日の委員会を散会いたします。